

令和3年度 行政書士試験

予想解答・解説集

- ※当「予想解答・解説集」の内容はTAC独自の見解に基づき、情報を提供するもので、本試験の結果等につきましては一切責任を負いかねますので予めご了承ください。
- ※本試験の最終的な正解につきましては、試験実施団体である一般財団法人 行政書士試験研究センターから2022年1月26日に公表される予定です。
- ※当「予想解答・解説集」の「解説」中における問題文の引用部分については、一般社団法人 行政書士試験研究センターの許諾を得ております。「解説」の著作権はTAC（株）に帰属します。許可なく転用・転載を禁じます。
- ※当「予想解答・解説集」の正答率は、TACデータリサーチ登録者の速報値を基に掲載しております。ひとつの目安としてご参照ください。
- ※著作権の関係により、問題1・7・58～60は解説文を掲載しておりません。
- ※本試験の「問題」につきましては、一般財団法人 行政書士試験研究センターのホームページにてご確認ください。

令和3年度 行政書士試験 正答一覧
【法令（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ	出題内容	形式	難易度	正解
基礎法学	1	刑罰論	知識	穴埋め	B	5
	2	法令の効力	知識・条文	単純正誤	B	5
憲 法	3	人権（予防接種禍訴訟）	知識・判例	単純正誤	A	4
	4	人権（捜査とプライバシー）	判例	単純正誤	A	2
	5	人権（砂川政教分離訴訟）	判例	単純正誤	C	3
	6	統治（国会中心立法・国会単独立法）	知識	穴埋め	C	4
	7	統治（国民投票制）	判例	穴埋め	A	5
行政法	8	一般的な法理論（法の一般原則）	判例	単純正誤	A	4
	9	一般的な法理論（行政裁量）	判例	組合せ	A	1
	10	一般的な法理論（行政立法）	判例	単純正誤	A	2
	11	行政手続法（意見公募手続）	条文	単純正誤	A	1
	12	行政手続法（理由の提示）	条文・判例	単純正誤	B	3
	13	行政手続法（行政指導）	条文	組合せ	B	3
	14	行政不服審査法（執行停止）	条文	単純正誤	A	3
	15	行政不服審査法（再調査の請求）	条文	単純正誤	B	1
	16	行政不服審査法（審査請求一般）	条文	組合せ	B	2
	17	行政事件訴訟法（総合）	条文	穴埋め	A	3
	18	行政事件訴訟法（取消訴訟）	条文	単純正誤	A	4
	19	行政事件訴訟法（原告適格）	判例	単純正誤	A	4
	20	国家賠償法（4条）	判例	穴埋め	A	1
	21	国家賠償法（1条に関する判例）	判例	組合せ	A	1
	22	地方自治法（公の施設）	条文・判例	組合せ	A	2
	23	地方自治法（条例と規則）	条文	単純正誤	A	5
	24	地方自治法（長と議会）	条文	組合せ	C	5
	25	総合（通達）	判例	単純正誤	D	3
	26	総合（公立学校）	判例	組合せ	B	2
民 法	27	総則（意思表示）	条文・判例	単純正誤	D	2
	28	総則（不在者の財産管理）	条文	単純正誤	C	4
	29	物権総論（物権的請求権）	条文・判例	単純正誤	D	5
	30	担保物権（留置権）	条文・判例	単純正誤	A	3
	31	債権総論（履行遅滞）	条文・判例	組合せ	D	3
	32	債権総論（債権者代位権）	条文	単純正誤	A	5
	33	債権各論（売主の契約内容不適合責任）	条文	個数	C	4
	34	債権各論（不法行為）	条文・判例	単純正誤	A	5
	35	相続（相続一般）	条文	組合せ	C	4
商 法	36	商行為（営業的商行為）	条文・判例	組合せ	D	3
	37	会社法（設立に係る責任等）	条文	単純正誤	C D	1 4
	38	会社法（株式の質入れ）	条文	単純正誤	C	4
	39	会社法（社外取締役および社外監査役の設置）	条文	組合せ	D	1
	40	会社法（剰余金の配当）	条文	組合せ	C	1

【法令（多肢選択式）】（各 8 点）

科目	No.	テーマ・正解				出題内容	難易度
憲 法	41	統治（裁判員制度の合憲性）				判例	アイウエ DDCC
		アー20	イー13	ウー19	エー16		
行政法	42	一般的な法理論（行政上の強制措置）				知識	アイウエ AAAA
		アー6	イー1	ウー12	エー2		
行政法	43	行政手続法（不利益処分）				判例	アイウエ DBAB
		アー9	イー17	ウー13	エー6		

【法令（記述式）】（各 20 点）

科目	No.	テーマ・予想解答	出題内容	難易度
行政法	44	行政手続法（行政指導の中止等の求め）	条文	—
		行政指導に該当し、文部科学大臣に対し、当該勧告の中止 その他必要な措置をとるよう求める手段。（45 字）		
民 法	45	債権総論（債権譲渡）	条文	—
		本件代金債権の譲渡禁止の意思表示につき、Cが知りまたは 重大な過失により知らなかった場合。（44 字）		
民 法	46	債権各論（土地工作物責任）	条文	—
		まずBが責任を負い、Bが損害の発生を防止するのに必要 な注意をした場合は、Aが責任を負う。（44 字）		

【一般知識（5肢択一式）】（各 4 点）

科目	No.	テーマ	出題内容	形式	難易度	正解
一般知識	47	政治（オリンピックと政治）	知識	単純正誤	B	4
	48	政治（新型コロナウイルス感染症対策と政治）	知識	単純正誤	B	2
	49	政治（公的役職の任命）	知識	組合せ	D	2
	50	経済（ふるさと納税）	知識	組合せ	C	1
	51	経済（国際収支）	知識	単純正誤	B	3
	52	社会（エネルギー）	知識	組合せ	D	2
	53	社会（先住民族）	知識	単純正誤	B	5
	54	社会（ジェンダー・セクシュアリティ）	知識	単純正誤	A	4
	55	情報通信（顔認証）	知識	穴埋め	B	3
	56	情報通信（自動運転）	知識	単純正誤	A	3
	57	個人情報（国の行政機関の個人情報保護制度）	条文	単純正誤	C	5
	58	文章理解（脱文挿入）	論理	穴埋め	A	5
	59	文章理解（空欄補充）	論理	穴埋め	A	2
	60	文章理解（脱文挿入）	論理	穴埋め	B	3

難易度ランク

- A＝易しい　－　合格するには必ず正解しなければならない基本問題（正答率80%以上）
 B＝標準　－　合格するには8割程度は正解すべき問題（正答率60%以上～80%未満）
 C＝やや難しい　－　合否を分ける問題（正答率40%以上～60%未満）
 D＝難しい　－　難易度が高く、解けなくても合否に影響がない問題（正答率40%未満）

令和3年度 行政書士本試験 講評

1. 総 評

まず、出題形式からですが、例年どおりの傾向を踏襲しています。出題形式では、ひさびさに個数問題が1問出題されたぐらいで特異なものはありませんでした。記述式もオーソドックスな45マス問題が3問でした。

内容的には、基礎法学一標準、憲法一易しい、行政法一易、民法一難、商法一難、多肢一やや難、記述一易、一般知識一標準。といったところでしょうか。全体をならしてみた場合、得点のおよそ半分を占める行政法と記述が易しかったことが影響して、例年よりもやや易しいレベルといえるのではないのでしょうか。逆に言えば、得点源となる行政法・記述式で得点できたかどうかが合否を左右する大きなポイントとなります。そこで得点できないと、他の科目で挽回することが難しくなります。一般知識に関しては、文章理解が例年通り易しかったといえますが、政治・経済・社会・情報分野に関してはいわゆる典型テーマがなく、現場思考でどれだけ正解にたどり着けるかがポイントでした。

合格ラインとしては、法令択一問題を25問正解で100点。多肢選択式を空欄8つ正解で16点。記述式で32点。一般知識は8問正解で32点。合計180点。これが一般的な合格条件となるといえるでしょう。

全体の合格率の予想ですが、現時点では昨年の10.7パーセントより高く、14～15パーセント程度の合格率になるのではないかと予想します。

正答率	難易度
80%以上	易しい
60%以上～80%未満	標準
40%以上～60%未満	やや難しい
40%未満	難しい

2. 法令・5肢択一式 標準

【基礎法学】問題1～2 標準

問題1	基礎法学（刑罰論）	62%標準
問題2	基礎法学（法令の効力）	73%標準

標準的な難易度といえます。1問は正解したいところです。

問題1。刑罰論に関する問題。刑罰に関する基本的な考え方について問う問題ではありますが、知らないと解けない問題でした。ただし、やや難しい問題と思われましたが、刑罰は基礎法学の中でも典型テーマで、準備されていた方も多かったようです。また、「応報刑論」が分からなくても、「累犯（何度も刑を犯すこと）」と、「偶発的な犯罪（たまたま罪を犯してしまうこと）」の比較を手掛かりに論理的に考えてみて、正解を絞り込むことができた方も比較的多かったと思われます。問題2は、基礎法学の典型テーマ・法令の効力からの出題で比較的易しい問題でした。

【憲法】問題3～7 やや難

問題3	憲法人権（予防接種禍訴訟）	83%易
問題4	憲法人権（捜査とプライバシー）	91%易
問題5	憲法人権（砂川政教分離訴訟）	58%やや難
問題6	憲法統治（国会）	59%やや難
問題7	憲法統治（国民投票制）	85%易

憲法は、プライバシー権、信教の自由、唯一の立法機関の解釈という典型テーマもありましたが、予防接種禍、直接民主制に関するやや細かいテーマもあり、全体的な難易度としてはやや難しいかとも思われました。しかし、ふたを開けてみれば、問題3・4・7は非常に正答率がよかったです。問題3・5・7は現場思考を働かせて正解を導き出すこともできました。法的思考ができている方が多い結果と言えます。当初は最低2問正解できればよいと思われましたが、正答率見れば、問題3・4・7と、問題5・6のどちらかを正解し、4問は得点できた問題だったといえます。問題3。いわゆる予防接種禍の問題です。解釈論について問うもので、単純に条文・判例の知識を問うものではなく肢によっては正誤判断に苦しむ問題でした。ただし、肢4の「損害賠償請求の余地はない」という記述については、常識的に誤りと判断された方が多いのでしょうか。このような感覚は、演習を数多くこなすことでついてくるものです。問題4。プライバシーに関する問題です。正解となる肢2はやや判断に悩むかもしれませんが、他の肢は容易に誤りと判断できるので消去法で正解できたといえます。問題5。信教の自由に関する判例問題（砂川政教分離訴訟・空知太事件）です。判例の考慮要素を問う問題ですので、判例問題としての難易度は高いです。常識的な観点から肢3を選択できたかどうかポイントです。問題6。「唯一」の立法機関とは、国会中心立法、国会単独立法を意味するという国会の理解の基本です。得点したい問題です。問題7。国民投票制（憲法上の直接民主制）の理解を問う問題です。単純な条文・判例知識を問うものではありませんでしたが、レファレンダム（国民投票）、イニシアティブ（国民発案）のA・Iは比較的容易に穴埋めできたようです。また、Uは、説明として「罷免する制度」とありますので、「解職投票（リコール）」と結びつけるのは容易だと思われます。あとは、人の問題で、政治の内容の話ではないということからすれば、同じく人の問題である選挙（間接民主制）との表裏をなしており、厳密な意味で直接民主制とはいえない、という論理が導きだせればオを挿入することもできるでしょう。このようにいくつかのハードルがありましたが、いずれも高いハードルとは言えず、正解率は高くなりました。

【行政法】問題8～問題26 易しい

例年、行政法は15～17問は得点したい科目ですが、今年は極めて基本的な条文・判例問題ばかりでした。正答率が60%未満となる問題が2問しかなく、予想通り、択一19問中17問は得点したい問題です。逆に、行政法で得点できないと、他の科目で挽回するのは難しいと言えます。行政法を確実に得点できるかどうか、まずは合格のための最低条件と言えます。

《一般的な法理論》 問題8～10 易しい

問題8	行政法一般的な法理論（法の一般原則）	82%易
問題9	行政法一般的な法理論（行政裁量）	80%易
問題10	行政法一般的な法理論（行政立法）	81%易

問題8～10の一般的な法理論。長文の問題でしたので、そこで気持ちが折れなければ、内容は簡単でした。3問全問正解できる問題でした。問題8。法の一般原則については、具体例を素材として正誤判断をさせる問題でしたが、問われている知識は簡単なものばかりで、読み違いなどをしなければ容易に正解できる問題でした。問題9。行政裁量に関する問題で、こちらも長文の問題です。肢アの教科書検定と、肢オの学校施設の目的外使用がいずれも裁量の幅が大き

いことを考えれば、正解を導き出せる容易な問題でした。問題 10。行政立法も法理論では典型テーマです。3 問連続の長文問題なのですが、肢 2 が接見交通を認めないことを原則としていた監獄法施行規則が無効であると判断した著名な判例知識ですので、内容的には容易な問題でした。長文問題 3 問でいかに時間をかけずに正解にたどり着けるかがポイントとなる問題です。そういう意味では、普段から長めの法律文書を読みなれることは必要です。3 問全問正解したい内容です。

《行政手続法》 問題 11～13 易しい

問題 11	行政手続法（意見公募手続）	91%易
問題 12	行政手続法（理由の提示）	63%標準
問題 13	行政手続法（行政指導）	73%標準

問題 11～13 の行政手続法。意見公募手続。理由の提示。行政指導。いずれも典型テーマ。問われている知識も地球。基本です。3 問全問正解したい問題です。

《行政不服審査法》 問題 14～16 易しい

問題 14	行政不服審査法（執行停止）	82%易
問題 15	行政不服審査法（再調査の請求）	65%標準
問題 16	行政不服審査法（審査請求一般）	64%標準

問題 14～16 の行政不服審査法。問題 14。執行停止に関する問題ですが、執行停止はヤマとなるテーマですので、準備されていた方も多く、易しい問題でした。問題 15。再調査の請求。どうしても後回しになりやすいテーマですが、記述のヤマともいえるところでしたし、問われている内容は基本ですから、確実に正解してほしい問題でした。問題 16。肢 1 審査請求期間、肢 2 書面審理主義、肢 3 不利益変更禁止の原則、肢 4 裁決書、肢 5 執行停止の申立権者という審査請求に関する基本問題でした。条文知識を超えることはなく、確実に正解したい問題です。3 問全問正解したい問題です。この問題 15・16 のような問題が合否を分ける問題といえます。

《行政事件訴訟法》 問題 17～19 易しい

問題 17	行政事件訴訟法（総合）	83%易
問題 18	行政事件訴訟法（取消訴訟）	81%易
問題 19	行政事件訴訟法（原告適格）	93%易

問題 17～19 の行政事件訴訟法。条文穴埋め問題、取消訴訟一般、原告適格と、行政事件訴訟法もいずれも典型テーマからの出題で、基本問題といえます。問題 17。条文を端的に問う問題です。条文学習の重要性を感じます。執行停止に関する 25 条 2 項、無効等確認の訴えの訴訟要件に関する 36 条、義務付けの訴訟要件に関する 37 条の 2 第 1 項、記述式対策としても、押さえておかなければならない条文キーワードの穴埋めですし、さらに組合せ問題ですので、確実に正解したい問題です。問題 18。肢 1・3 被告適格、肢 2 裁判管轄、肢 4 第三者の訴訟参加、肢 5 審査請求と取消訴訟の自由選択と、いずれも典型テーマ、基本知識を問うもので、正解しなければならない問題です。問題 19。原告適格に関する判例問題。いずれも有名判例についての正誤判断ですし、原告適格の判例は受験生がしっかり準備しているところですので、こちらも簡単な問題といえます。行政事件訴訟法も 3 問全問正解したい問題でした。ここは 1 問も落としてはいけない。

《国家賠償法》 問題 20～21 易しい

問題 20	国家賠償法（4 条）	86%易
問題 21	国家賠償法（1 条に関する判例）	88%易

問題 20～21 の国家賠償法。昨年は国家賠償法 1 条の問題が 2 問でしたが、今年は、4 条の解釈問題と、1 条問題の 2 問でした。問題 20 は 4 条の「民法」に失火責任法が含まれるかどうかという解釈問題でしたが、29 年に同判例・同部分を素材にした判例問題が出題されていますし、知識としても 24 年に出題されていますので、確実に正解しなければならない問題です。過去問をしっかりとこなしておくべきことは必須といえます。問題 21 は不作為に関する国賠 1 条の判例です。やや難問といえます。肢アはあまり知らない判例かもしれませんが、肢ウの判例は平成 21 年、令和 2 年で出題されたことのある基本判例ですし、肢イも平成 21 年で出題された判例ですので正誤判断したいところです。判例をどこまで押さえるか、学習バランスを考えていく必要があります。標準的な問題でしたので、2 問とも正解したい問題でした。過去問をきっちりこなしているかどうかで、正答率は分かれると思います。過去問演習の重要性を感じます。

《地方自治法》 問題 22～24 易しい

問題 22	地方自治法（公の施設）	95%易
問題 23	地方自治法（条例と規則）	90%易
問題 24	地方自治法（長と議会）	44%やや難

問題 22～24 の地方自治。基本テーマからの出題ではありました。今年も、昨年に引き続き、3 問とも的重要・典型テーマでしたので、比較的少ない学習量でも得点できたのではないかと思います。問題 22。公の施設に関する問題です。平成 29 年、令和元年と類似問題が出題されており、テーマ的にも、知識的にも、組合せ問題という形式的にも得点しなければならない問題です。問題 23。適用される法令についての問題です。答えとなる肢 5 については、直接請求である条例の制定改廃請求を問う問題となっており、得点すべき問題です。問題 24。長と議会の関係に関する問題です。典型テーマです。肢ア・イは容易に「×」と判断できますので、組合せから、肢ウ・オの正誤判断ということになりますが、肢オは平成 19 年に問題されており過去問をマスターしていれば解ける問題でした。ただし、肢エを正しいと判断した方が多かったようで、肢エをふくむ、肢 3 と肢 4 を選択している方が結構いらっしゃいました。確実に分かる肢から検討することが大切です。地方自治法は、問題 22・23 の 2 問は確実に正解したいところです。あまり学習時間がないとしても、科目全てを切り捨てることはリスクが大きいといえます。地方自治法の中でも、過去問で出たところは学習を進め、間違えないようにする必要があります。

《行政法総合》 問題 25～26 やや難

問題 25	行政法総合（通達）	34%難
問題 26	行政法総合（公立学校）	63%標準

問題 25～26 の行政法関連の判例問題。問題 25。墓地埋葬法に基づく通達に関する判例問題。通達の性質から正解を導きうる問題です。行政法の中で一番正答率が低い問題となりました。肢 2 に付けている方も 30%いらっしゃいました。もっともらしい理由をつけてひっかけという問題です。「通達は、行政組織内部の命令」であるとするれば、法規とはいえない、という知識が確立されていれば、このようなひっかけも切れるはずですが、より正確確実な知識をつけておく必要があります。問題 26。「公立学校」を素材とした判例問題です。肢アのように憲法の知識で解ける肢や、肢イのように国賠法の知識で解ける肢もあったため、肢ウ・エのように正誤判断が難しいマイナーな判例知識もありましたが、難易度としては標準的な問題となりました。確実に正解できる問題ではありませんでした。できれば問題 26 は正解したいところです。

【民法】難 問題 27～問題 35

民法は、例年以上に難しい内容でした。難易度の差が激しいです。易しい問題を確実に拾うことです。物権 1 問、債権総論 1 問、債権各論 1 問、9 問中 3 問の正解が目標ラインです。

《総則》 問題 27～28 難しい

問題 27	総則（意思表示）	19%難
問題 28	総則（不在者の財産管理）	53%やや難

問題 27～28。総則。昨年は 1 問でしたが、今年は例年通り 2 問となりました。問題 27。意思表示の問題でした。意思表示自体は典型テーマですが、問われている条文は、受験生の盲点となる 97 条～98 条 2 項、526 条などで難問です。正答率も令和 3 年度・法令 5 肢択一式のなかで一番難しい問題となりました。問題 28。行方不明者の財産管理と失踪宣告についての問題です。こちらも総則の盲点といえる 25 条～31 条からの出題です。正解は肢 4 で「期間満了時」に死亡したものとなるわけですが、失踪宣告はそもそも学習しないという方も多いので、難問といいでしょう。総則は、意思表示 93 条～96 条、代理、時効がメインといえ、受験生もそこを中心に学習をしますが、2 問ともマイナーテーマですので、民法を得意にしている方にとってはストレスがたまる問題だったといえます。正解できなくても問題ありません。

《物権》 問題 29～30 やや難

問題 29	物権総論（物権的請求権）	33%難
問題 30	担保物権（留置権）	85%易

問題 29～30。物権。今年も 2 問の出題です。問題 29。物権的請求権です。肢 1・2・4 は比較的容易に「○」と判断できますが、肢 3 の工場抵当法、や、肢 5 の所有権留保については、確実に「×」を打ち辛く、難問といえます。結論としては、肢 5 が被担保債権の弁済期到来の前後で扱いが変わるので「×」なのですが、正解は難しい問題といえます。問題 30。留置権に関する問題です。留置権の知識としては基本的な知識といえます。ただ、留置権のテーマ自体はややマイナーですので、難易度は標準レベルです。問題 30 の 1 問は正解したい問題です。

《債権総論》 問題 31～32 やや難

問題 31	債権総論（履行遅滞）	30%難
問題 32	債権総論（債権者代位権）	86%易

問題 31～32。債権総論。問題 31。債務不履行に関する問題です。テーマは典型ですが、正解にかかわる肢イについて、債務不履行による損害賠償の範囲に弁護士費用が含まれるかどうかの判例知識まではなかなか押さえられず、難問です。問題 32。債権者代位権についての問題ですが、これは民法の中でも最も容易だった問題といえます。確実に正解したい問題です。

《債権各論》 問題 33～34 標準

問題 33	債権各論（売主の契約内容不適合責任）	44%やや難
問題 34	債権各論（不法行為）	84%易

問題 33～34。債権各論。問題 33。売買契約の売主の契約内容不適合責任についての問題です。久しぶりに個数

問題が出題されました。問われている内容はいずれも標準的な問題でしたが、個数問題ということで正答率は低くなりました。ただし、改正点でもありますし、知識的には正解したい問題です。問題34。不法行為に関する問題。条文知識を問うのではなく、不法行為の成否を問うものでもなく、条文「解釈」に関する問題でした。各肢を個別にみると、やや正誤判断に苦しむ肢はありましたが、肢5の「一律に判断する」というところで正誤判断できたようで、正答率はよかったです。問題34は確実に正解したい問題です。

《相続》 問題35 やや難しい

問題35	相続（相続一般）	49%やや難
------	----------	--------

問題35。相続。相続財産である居住建物についての問題です。特に「配偶者居住権」については改正点です。肢ウのように共有の場合には配偶者居住権は取得しないというところまで押さえるのは難しい問題といえます。今後は、もっと改正点からの出題が増えると思いますので、来年も引き続き改正点は確実に押さえていくことが必須となります。

【商法】 問題36～40 難しい

今年の商法は難しかったです。問題36・40の2問のうち1問正解することが目標です。

問題36	商行為（営業的商行為）	38%難
問題37	会社法（設立にかかる責任等） 肢1・45%やや難 肢4・18%難	
問題38	会社法（株式の質入れ）	41%やや難
問題39	会社法（社外取締役および社外監査役の設置）	33%難
問題40	会社法（剰余金の配当）	45%やや難

問題36は絶対的商行為の問題。基本的な易しい問題だと思われましたが、肢3と4で割れ、正答率は低くなりました。答えは、肢エが営業的商行為ですので、それを含む肢3が正解となります。肢オは、いわゆる先物取引で絶対的商行為ですので、正解ではありません。正答率は低くなりましたが正解すべき問題です。問題37は設立にかかる発起人や設立時取締役に関する基本問題です。ただし、正解が1・4の二つあるといえ、出題に疑義が残る問題です。まず、肢4について。発起人・設立時取締役・設立時監査役は、第三者に対して責任を負うのは、悪意または「重」過失があった場合ですから、これを「過失」としている点で「×」となります。つぎに、肢1ですが、いわゆる「不足額填補責任」について、この肢は、発起人・設立時取締役は、①検査役の調査を受けた場合、と、②発起人・設立時取締役が職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合、を除いて、会社に対して責任を負う、という記述です。しかし、まず、発起設立の場合には、現物出資者や財産引き受けの譲渡人である発起人は、①や②があっても責任を負わなければならない、これを除外している点で「×」といえます。また、募集設立の場合、現物出資者または財産引き受けの譲渡人である発起人は①や②があっても責任を負わなければならない、これは発起設立と同様で「×」です。さらに、募集設立の場合、発起人・設立時取締役は②をしても責任を負いますので、やはり「×」となります。したがって、本問は正解が2つあることになります。正解としては1と4ということになり、誤っているものを一つ選ぶことができない問題の可能性が高いです。問題38は株式の質入れというマイナーテーマでしたので難問です。問題39。社外取締役、社外監査役の設置に関する問題です。機関設計にもかかわる問題ですが、数字も絡む細かいところですので、なかなか手が回らなかったと思われます。難問です。問題40。肢ウが「○」、肢オが「×」は比較的容易に判断できる知識です。この2肢の正誤判断ができれば肢1を正解とできます。

3. 法令・多肢選択式 やや難

問題 41	憲法統治（裁判員制度の合憲性）	ア 18%、イ 29%、ウ 40%、エ 40%
問題 42	行政法の一般的な法理論（行政上の強制措置）	ア 83%、イ 81%、ウ 93%、エ 92%
問題 43	行政手続法（不利益処分）	ア 23%、 イ 64%、ウ 89%、エ 74%

多肢選択式は、問題 4 1・4 3 は埋めるのが厳しい空欄もあり、やや難しいといえます。これに対して問題 4 2 は易しい問題でした。問題 4 1 は 2 点、問題 4 2 は 8 点、問題 4 3 は 6 点、合計 16 点は得点したい問題です。

問題 4 1 は、平成 23 年の裁判員制度に関する判例です。どの空欄も、迷う選択肢があり、難問となりました。問題 4 2 は、感染症に関する時事的な問題ですが、行政法の一般的な法理論の行政上の強制措置についての正確な理解があれば容易に挿入できる問題です。この問題はすべての空欄を埋めたいところです。問題 4 3 は、行政手続法 14 条 1 項を素材とする平成 23 年の判例です。空欄アは難問です。空欄エも文章内に一つしかなく、やや入れづらかったといえます。他の 3 つは比較的容易に挿入できたようです。できれば 3 つは埋めたい問題でした。

4. 法令・記述式 易

記述問題は 3 問ともに易しい問題でした。問題 4 4 で 14 点、問題 4 4 は 10 点、問題 4 5 は 8 点、合格者レベルで、少なくとも 32 点程度の得点したい問題です。

まず、行政法の問題 4 4 ですが、行政手続法から、行政指導の中止等の求めに関する問題でした。「勧告が行政手続法の定義に照らして何に該当するか。」「誰に対して」「どのような手段をとることができるか。」ということが問われています。解答として、「行政指導」「文部科学大臣」「行政指導の中止」と『その他必要な措置をとるべきこと』を求める手段」をキーワードとして書くことになります。書く形式ははっきりしており、また、書く内容も、勧告が行政指導に該当することについては、昨年令和 2 年の多肢選択式でも問われているところですし、また行政指導の中止等の求めは、平成 28 年、平成 30 年と択一でも出題されているところですので、少なくとも、14 点から 16 点程度は得点したい問題といえます。採点の結果として、ほとんどの答えは「行政指導」「文部科学大臣」「行政指導の中止を求める」は記載されていました。ただし、「その他必要な措置を取るべきことを求める」についてまで正確に書けている答えはほとんどありませんでした。その部分を書けていなくても、その他の部分を書けているかどうかのポイントといえます。

次に、民法の問題 4 5 は、債権譲渡に関する問題です。平成 29 年の記述問題を裏返して問う問題です（平成 29 年の問題は、債権譲渡禁止特約がある債権を譲渡した場合に、請求に応じなければならない場合が問われているのに対して、本年の問題は履行を拒むことができる場合について問われています。）。出題には時期尚早として、記述の準備はしていない方も多かったと思われます。しかし、事例もシンプルですし、問われていることは択一の知識を超えるものではなく、「債権譲渡禁止の意思表示を知っているか、または重大な過失によって知らない」ということを書くだけの問題ですから、12 点は得点したい問題です。採点の結果として、おおむね書けている答案が多かったです。気になった点としては、まず、問題文で指定されている「本件代金債権」をいう言葉を使用していない答案が散見されました。問題文に指定されている言葉を書くのは必須ですので注意が必要です。また、譲渡制限の意思表示を、譲渡禁止特約としている答案も多かったですが、問題文に「譲渡を禁止」とありますので、この表現でも問題はないと思われます。要件では、「重大な過失によって知らない」を、「重過失」とする答案もありましたが、正確には「善意重過失」になります。何について、重過失なのかを書く必要があります。

民法の問題 4 6 は、土地工作物責任についての条文知識を問う問題です。こちらも事例はシンプルですし、717 条については、択一で平成 21・24・28・令和元年と過去頻出しており、択一知識を学習していれば容易に解答を導き出せる問題でした。書き方で多少迷うところはあるかもしれませんが、「まずは B が責任を負い、B が無過失なら A が責任を負う」という内容のことを条文に即して書ければ部分点を稼ぐことはできる問題でした。採点の結果として、「B に過失があれば B が責任を負う」と書いている答案がありました。正確には、「B に過失がない場合に A が責任を負う」のであり、A の責任を負う要件として（B が免責される要件として）、B の過失が関係することを示す必要があります。また、過失の内容も「損害の発生を防止するのに必要な注意をした場合」と限定されています。したがって、こ

の関係を示すように答案を書く必要があります。そうすると、条文のように、「まずはBが責任を負うが、損害の発生を防止するのに必要な注意をした場合にはAが責任を負う」というように書くのが無難です。

5. 一般知識 標準

一般知識科目は、典型テーマではない時事的な問題も多く、受験生にとってはやや難しいと感じた問題だったといえます。ただし、文章理解は例年通り易しく、基準点をクリアすることは難しくないと考えられます。政治経済社会で4問。情報系で1問、文章理解で3問正解したい問題でした。

《政治・経済・社会》 問題 47～54 やや難しい

問題 47	政治（オリンピックと政治）	64%標準
問題 48	政治（新型コロナウイルス感染症対策と政治）	70%標準
問題 49	政治（公的役職の任命）	13%難
問題 50	経済（ふるさと納税）	50%やや難
問題 51	経済（国際収支）	71%標準
問題 52	社会（エネルギー）	22%難
問題 53	社会（先住民族）	71%標準
問題 54	社会（ジェンダー・セクシュアリティ）	86%易

問題 47～49。政治分野。問題 46。近代オリンピックと政治に関する問題です。今年開催の東京オリンピックのことを問う肢は時期的にも出題は難しかったのだと思います。内容的には、肢 4 は比較的有名な話ではありますので、正解として選択できたのではないかと思います。問題 49。新型コロナウイルス感染症対策と政治に関する問題。時事問題です。すべてを正確に判断することは難しいかもしれませんが、ニュースや新聞、ネットなどでの情報で日常的に流れてくるレベルの知識が多く、常識的な観点から正誤判断できる問題だったといえます。正解したい問題です。問題 50。公的役職の任命の問題です。肢オは時事的にも世間を騒がせたところですので「○」と判断できる肢といえますが、「×」の組み合わせを選ぶ問題なので、正解までたどり着くのは難しく、相当な難問の部類といえます。問題 47・48 の2問は正解したいです。

問題 50～51。経済分野。問題 50。ふるさと納税に関する問題。すべての肢を正確に判断するのは難しいですが、肢ア・ふるさと納税が住民税を収めることではないこと、肢ウ・地方交付税交付金の趣旨、が押さえられていれば、「×」と判断でき、正解は導ける問題だといえます。問題 51。国際収支に関する問題。国際収支について、何がプラスで、何がマイナスか、単に知識がないと正解できない問題ともいえます。難問かと思われましたが、7割以上の方が正解されており、常識的な観点から現場思考で解けた問題と言えます。2問とも正解したい問題です。

問題 52～54。社会分野。問題 52。エネルギー政策。地理的な問題ですが、肢アは常識的に「○」と判断したいところ。あとは、肢イ・ウで悩むところですが、明確に判断しづらいです。難問でした。問題 53。先住民族についての問題ですが、マオリとアボリジニが逆です。ただ、これも理屈から導き出せる問いではなく、単純知識ですので知らなければ解けない問題といえますが、難易度としては標準的な問題といえます。問題 54。ジェンダーやセクシュアリティに関する問題。いま非常にホットで関心の高いテーマです。内容的には標準的ですが、肢 4 の「パートナーシップ制度」については、採用する自治体があるとニュースにも取り上げられるような知識なので、ご存じの方も多かったのではないかと思います。正解したいところです。

《情報通信・個人情報保護》 問題 55～57 標準

問題 55	情報通信（顔認証）	79%標準
問題 56	情報通信（自動運転）	89%易
問題 57	個人情報保護（国の行政機関の個人情報保護制度）	56%やや難

問題 5 5～5 7。情報通信・個人情報保護分野。問題 5 5。顔認識システムに関する問題。常識的な観点から穴埋めできる問題だと思われます。標準的な問題で、正解したいところです。問題 5 6。自動運転化の水準についての問題。自動化を論理的に考えたときに、レベル 2 からレベル 3 への自動化レベルが急激に変わっており、段階的な変化として違和感を覚えてほしいところではあります。確信をもって正解できるかという点と難しいと思われそうですが、常識的な観点から、正誤を判断できる方が多かったようです。易しい問題でした。問題 5 7。行政機関個人情報保護法からの出題です。知識としてやや細かいところを問う問題ですので、やや難しいといったところでしょうか。問題 5 5・5 7 は正解し、できれば問題 5 7 も含めて 3 問正解できれば理想的です。

《文章理解》 問題 58～60 易しい

問題 58	文章理解（脱文挿入）	97%易
問題 59	文章理解（空欄補充）	86%易
問題 60	文章理解（脱文挿入）	72%標準

文章理解は例年通り、簡単な問題でした。空欄補充、脱文挿入という形式的にも容易な問題でした。短時間で正解できる問題といえるでしょう。3 問全問正解したい問題です。

以上

問題 1	正解	5	① 基礎法学：(刑罰論)	正答率62%
------	----	---	--------------	--------

問題 1 は著作権の関係で解答番号のみ掲載しております。

問題 2	正解	5	① 基礎法学（法令の効力）	正答率73%
------	----	---	---------------	--------

- 1 × 法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行されます（法の適用に関する通則法 2 条本文）。ただし、法律でこれと異なる施行期日を定めたときは、その定めによります（同法 2 条ただし書）。したがって、公布日から直ちに法律を施行することも可能です。
- 2 × 肢 1 にて解説していますが、施行期日は必ず定めなければならないものではなく、特別の定めを設けていなければ、法律は公布の日から起算して20日経過した日から施行されます。
- 3 × 日本の法律は、領土外に及ばないとする属地主義が原則ですが、日本の法律が、それ以外の国の領海や領空などに存在する日本国籍の船舶・航空機内にも及びます（旗国主義）。たとえば、わが国に属する船舶および航空機内で罪を犯した者については、その船舶や航空機が外国の領域内や公海に存在したとしても、わが国の刑法が適用されます（刑法 1 条 2 項）。
- 4 × ①一般法と異なる内容を定めた特別法があるときは、特別法が一般法に優先して適用されます（特別法優位原則）。②内容的に矛盾する同格の制定法の間で、後に制定された新法（後法）は、先に制定された旧法（前法）に優先して適用されます（後法優位原則）。③後法優位原則と特別法優位原則が接触した場合、つまり、後に制定された一般法と、先に制定された特別法が矛盾する場合、古い特別法が新しい一般法に優先します。したがって、本問の場合は、特別法が制定された後、一般法が改正されていますので、古い特別法が新しい一般法に優先されるので誤った肢となります。
- 5 ○ 法律は有効期間を定めない恒久法であることが一般的ですが、有効期間を定めて立法される限時法も存在します。限時法は、当該法律の中に「この法律は、施行の日から起算して 6 年を経過した日に、その効力を失う」というような条項が設けられ、当該法律は、その期日の到来により当該法律の効力は失効します。

国家賠償請求は公務員の行為につき過失を要件としているため、集団的予防接種により副作用被害を受けても、過失がない場合には国家賠償法による請求は認められないこととなります。また、損失補償制度は「適法な財産権侵害」を対象としているため、非財産的法益侵害のケースは対象外と考えられます。そこで、集団的予防接種により副作用被害を受けた者への救済をいかに法的に構成するかが問題とされており、これを国家補償の谷間の問題といいます。

- 1 ○ 集団的予防接種による副作用被害について、損失補償制度の援用によって救済すべきとする考え方があります。判例（東京地判昭59.5.18）は、「憲法13条後段、25条1項の規定の趣旨に照らせば、財産上特別の犠牲が課せられた場合と生命、身体に対し特別の犠牲が課せられた場合とで、後者の方を不利に扱うことが許されるとする合理的理由は全くない…生命、身体に対して特別の犠牲が課せられた場合においても、右憲法29条3項を類推適用し、かかる犠牲を強いられた者は、直接憲法29条3項に基づき、被告国に対し正当な補償を請求することができる」としています。
- 2 ○ 上記解説のとおり、予防接種自体が結果として違法だったとしても、無過失であれば谷間の問題となります。このような問題に対しては、立法による解決が必要であることが指摘されています。
- 3 ○ 集団的予防接種による副作用被害について、13条を根拠に救済すべきとする考え方があります。すなわち、公共の利益のために、生命・身体に対する特別の犠牲を強制されない利益が13条を根拠に保障されており、このような特別の犠牲を被った者は、人格的自律権の一環として、損失補償を請求できるという考え方です。
- 4 × 集団的予防接種による副作用被害について、公務員の過失を認定することにより、国家賠償により救済するというのが現在の判例法理です。判例（最判昭51.9.30）は、「予防接種を実施する医師としては、問診するにあたって、接種対象者又はその保護者に対し…禁忌者を識別するに足りるだけの具体的質問…をする義務があ」とし、「適切な問診を尽さなかつたため…禁忌すべき者の識別判断を誤つて予防接種を実施した場合において、予防接種の異常な副反応により接種対象者が死亡又は罹病したときには、担当医師は接種に際し右結果を予見しえたものであるのに過誤により予見しなかつたものと推定するのが相当」としており、予防接種による違法な結果について、過失を認定することは可能と判断しています。
- 5 ○ 集団的予防接種による副作用被害について、損失補償制度の勿論解釈により救済すべきとする考え方があります。すなわち、財産権の侵害が補償されるのであれば、生命・身体への侵害は勿論補償されるとする考え方です。

- 1 × 判例（最大判昭44. 12. 24）は、「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」という。）を撮影されない自由を有するものというべきである。…少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し、許されない」としています。
- 2 ○ 判例（最大判平29. 3. 15）は、「憲法35条は、『住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利』を規定しているところ、この規定の保障対象には、『住居、書類及び所持品』に限らずこれらに準ずる私的領域に『侵入』されることのない権利が含まれる」としています。
- 3 × 判例（最決平11. 12. 16）は、「電話傍受は、通信の秘密を侵害し、ひいては、個人のプライバシーを侵害する強制処分であるが、一定の要件の下では、捜査の手段として憲法上全く許されないものではない…重大な犯罪に係る被疑事件について、被疑者が罪を犯したと疑うに足りる十分な理由があり、かつ、当該電話により被疑事実に関連する通話の行われる蓋然性があるとともに、電話傍受以外の方法によってはその罪に関する重要かつ必要な証拠を得ることが著しく困難であるなどの事情が存する場合において、電話傍受により侵害される利益の内容、程度を慎重に考慮した上で、なお電話傍受を行うことが犯罪の捜査上真にやむを得ないと認められるときには、法律の定める手続に従ってこれを行うことも憲法上許される」としています。
- 4 × 判例（最判昭61. 2. 14）は、「速度違反車両の自動撮影を行う本件自動速度監視装置による運転者の容ぼうの写真撮影は、現に犯罪が行われている場合になされ、犯罪の性質、態様からいつて緊急に証拠保全をする必要性があり、その方法も一般的に許容される限度を超えない相当なものであるから、憲法13条に違反せず、また、右写真撮影の際、運転者の近くにいるため除外できない状況にある同乗者の容ぼうを撮影することになつても、憲法13条、21条に違反しない」としています。
- 5 × 判例（最大判平29. 3. 15）は、「個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に秘かに装着することによって、合理的に推認される個人の意思に反してその私的領域に侵入する捜査手法であるGPS捜査は、個人の意思を制圧して憲法の保障する重要な法的利益を侵害するもの」としています。

本問は、地方公共団体がその土地を神社の敷地として無償で提供することの合憲性が争われた最高裁判所判決（砂川政教分離訴訟：最大判平22. 1. 20）における考慮要素を問う問題です。

1 考慮要素とされています。

本判決は、「国又は地方公共団体が国公有地を無償で宗教的施設の敷地としての用に供する行為は、一般的には、当該宗教的施設を設置する宗教団体等に対する便宜の供与として、憲法89条との抵触が問題となる行為であるといわなければならない」としています。

2 考慮要素とされています。

本判決は、「国公有地が無償で宗教的施設の敷地としての用に供されているといっても、当該施設の性格や来歴、無償提供に至る経緯、利用の態様等には様々なものがあり得ることが容易に想定される…例えば、一般的には宗教的施設としての性格を有する施設であっても、同時に歴史的、文化財的な建造物として保護の対象となるものであったり、観光資源、国際親善、地域の親睦の場などといった他の意義を有していたりすることも少なくなく、それらの文化的あるいは社会的な価値や意義に着目して当該施設が国公有地に設置されている場合もあり得よう」とし、このような事情は「当該利用提供行為が、一般人の目から見て特定の宗教に対する援助等と評価されるか否かに影響するものと考えられるから、政教分離原則との関係を考えるに当たっても、重要な考慮要素とされるべきもの」としています。

3 考慮要素とされていません。

本肢のような事項は、本判決において考慮要素とされていません。なお、藤田宙靖裁判官は、補足意見において、本件利用提供行為が問題視されてこなかった状況につき、「その教義上排他性の比較的希薄な伝統的神道の特色及び宗教意識の比較的薄い国民性等によってもたらされている面が強いように思われるが、いうまでもなく、政教分離の問題は、対象となる宗教の教義の内容如何とは明確に区別されるべき問題であるし、また、ある宗教を信じあるいは受容している国民の数ないし割合が多いか否かが政教分離の問題と結び付けられるべきものではないことも、明らかである」と述べています。

4 考慮要素とされています。

本判決は、「我が国においては、明治初期以来、一定の社寺領を国等に上知（土地）させ、官有地に編入し、又は寄附により受け入れるなどの施策が広く採られたこともあって、国公有地が無償で社寺等の敷地として供される事例が多数生じた。…現在に至っても、なお…社寺等の敷地となっている国公有地が相当数残存していることがうかがわれるところである」とし、このような事情は「当該利用提供行為が、一般人の目から見て特定の宗教に対する援助等と評価されるか否かに影響するものと考えられるから、政教分離原則との関係を考えるに当たっても、重要な考慮要素とされるべきもの」としています。

5 考慮要素とされています。

本判決は、「本件神社物件を管理し、上記のような祭事を行っているのは、本件利用提供行為の直接の相手方である本件町内会ではなく、本件氏子集団である。本件氏子集団は、…宗教的行事等を行うことを主たる目的としている宗教団体であって、寄附を集めて本件神社の祭事を行っており、憲法89条にいう『宗教上の組織若しくは団体』に当たるもの」としています。

憲法41条は、「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。」と規定し、国会が唯一の立法機関であるとしています。この「唯一」とは、国会以外の機関が立法を行うことは、憲法自身が定める例外を除き禁止され、国会が立法権を独占するという「国会中心立法の原則」と、法律は国会以外の機関の参与を必要とせず、国会の議決のみで成立するという「国会単独立法の原則」を意味するものと解されています。

- 1 × 空欄 について、内閣の法案提出権が問題となるのは、「国会単独立法の原則」との関連においてです。なお、議院内閣制は国会と内閣の協働を要請していること、72条前段の「議案」には法律案も含まれること等から、内閣にも法案提出権が認められ、また、発案は立法そのものではなく、国会に決定権があることから、国会単独立法の原則の例外にはあたらないとするのが通説です。また、空欄 について、国会単独立法の原則は、国会のみで立法が可能であるとする原則であり、議員立法の活性化を求めるものではありません。
- 2 × 空欄 について、国会中心立法の原則とは、国会以外の機関が立法を行うことは、憲法自身が定める例外を除き禁止されるという原則であり、国権の最高機関が国会であることを意味するものではありません。また、空欄 について、内閣の独立命令が問題となるのは、「国会中心立法の原則」との関連においてです。なお、独立命令とは、法律に定めのない事項を定めるものであり、日本国憲法においては認められていません。
- 3 × 空欄 について、国会単独立法の原則の内容として妥当です。一方、空欄 について、天皇による公布が問題となるのは、「国会単独立法の原則」との関連においてです。なお、天皇による公布は、法律の成立要件ではなく、国会単独立法の原則の例外にはあたらないと解されています。
- 4 ○ 空欄 について、国会中心立法の原則の内容として妥当です。また、空欄 について、国会単独立法の原則の内容として妥当です。
- 5 × 空欄 について、国会中心立法の原則は、国権の最高機関が国会であることを意味するものではありません。また、空欄 について、立法権の委任が問題となるのは「国会中心立法の原則」との関連においてです。なお、法律により一定事項の定めを命令に委任すること（委任立法）も許され、法律の委任に基づく「委任命令」や、法律を執行するための細目を定める「執行命令」を定めることは法律の執行にあたり、行政権に当然含まれることから、国会中心立法の原則の例外にはあたらないと解されています。

問題 7	正解	5	⑤ 憲法：統治（国民投票制）	正答率85%
------	----	---	----------------	--------

問題 7 は著作権の関係で解答番号のみ掲載しております。

問題 8	正解	4	④ 行政法：一般的な法理論（法の一般原則）	正答率82%
------	----	---	-----------------------	--------

ア レファレンダム

国民投票一般を意味し、「国民表決」と訳される言葉は「レファレンダム」であり、空欄 には「レファレンダム」が入ります。なお、イニシアティブとは「国民発案」のことです。

イ 国民発案

議会が国民の要望を採り上げないで、必要な立法を怠っている場合に、国民自ら法律案を提出し国民の投票によってその可否を決する制度は「国民発案」であり、空欄 には「国民発案」が入ります。なお、「国民拒否」とは、国家意思成立後、国民が異議を唱えた場合に、その国家意思の効力を存続させるか否かを国民の投票によって決する制度のことです。

ウ 解職投票

公務員を国民の投票によって罷免する制度は「解職投票」であり、空欄 には「解職投票」が入ります。なお、信任投票（不信任投票）とは、議会が内閣を信任するか否かを決するための投票のことです。

エ 代議制

代議制とは、国民が投票によって代表者を選出し、代表者が構成する会議体を中心に国の政治を行う統治形態のことです。解職制度は、元来選挙と表裏を成して人の問題を決定するものであり、代議制を前提としているといえます。したがって、空欄 には、「代議制」が入ります。

オ 直接民主制

直接民主制とは、国民が直接に政治に参加し、立法や政策に関して決定できる制度のことです。解職制度は代議制を前提とするものであるから、厳密な意味における直接民主制ではないということになります。したがって、空欄 には、「直接民主制」が入ります。

以上より、空欄 には「レファレンダム」、空欄 には「国民発案」、空欄 には「解職投票」、空欄 には「代議制」、空欄 には「直接民主制」が入り、肢 5 が正解となります。

- 1 × 行政計画の変更は当然あり得ることであり、計画の変更によって生じた損害を行政主体が賠償しなければならないわけではないのが原則です。ただし、判例（最判昭56. 1. 27）は、地方公共団体による行政計画の変更によって、密接な交渉をもつに至っていた当事者に社会観念上看過することのできない程度の積極的損害を与えた場合には、その賠償を補償するなどの代替的措置を講ずることなく、やむを得ない客観的事実もないのに施策を変更した場合は、当事者間に形成された信頼関係を不当に破壊するものとして違法性を帯び、不法行為責任を負うとしています。
- 2 × 判例（最判昭62. 10. 30）は、憲法84条は租税法律主義を定めていることから、租税分野において具体的に信義則が適用されうるのは、納税者間の平等・公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れさせて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合に限定されるとしています。
- 3 × 判例（最判昭53. 6. 16）は、本来、児童遊園は児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操をゆたかにすることを目的とする施設…なのであるから、児童遊園設置の許可申請、同認可処分もその趣旨に沿ってなされるべきで…特定企業の営業の規制を主たる動機、目的とする…児童遊園設置の認可申請を容れた本件認可処分は、行政権の濫用に相当する違法性があるとしています。したがって、地球環境を守るといった目的での許可をする行為も行政権の濫用になり得ます。
- 4 ○ 判例（最判平19. 2. 6）は、被爆者、未支給の健康管理手当の支払いを求める訴訟において、地方公共団体の権利の時効消滅につき当該普通地方公共団体による援用を要しないこととしたのは、その性質上、法令に従い適正かつ画一的にこれを処理することが、当該普通地方公共団体の事務処理上の便宜および住民の平等的取扱いの理念に資することから、時効援用の制度を適用する必要がないとするもので、この趣旨からすれば、普通地方公共団体に対する債権に関する消滅時効の主張が信義則に反し許されないとされる場合は、極めて限定されるとしています。
- 5 × 判例（昭和50. 2. 25）は、国は、公務員に対し、国が公務遂行のために設置すべき場所、施設もしくは器具等の設置管理または公務員が国もしくは上司の指示のもとに遂行する公務の管理にあたって、公務員の生命および健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務（安全配慮義務）を負っているものと解すべきとしています。

- ア ○** 判例（最判平5. 3. 16）は、普通教育では、教育の中立・公正・一定水準の確保等の要請があり、本件検定による表現の自由の制限は、合理的でやむを得なく、検定の審査、判断は文部大臣（当時）の合理的裁量に委ねられるとしています。
- イ ×** 判例（最判昭52. 12. 20）は、国家公務員に対する懲戒処分において、平素から庁内の事情に通曉し、部下職員の指揮監督の衝にあたる懲戒権者の裁量に任されているものと解すべきである」とした上で、「裁判所が右の処分の適否を審査するにあたっては、懲戒権者と同一の立場に立つて懲戒処分をすべきであつたかどうか又はいかなる処分を選択すべきであつたかについて判断し、その結果と懲戒処分とを比較してその軽重を論ずべきものではなく、懲戒権者の裁量権の行使に基づく処分が社会観念上著しく妥当性を欠き、裁量権を濫用したと認められる場合に限り違法であると判断すべきものである。」として、懲戒権者が当該処分に当たって行った事実認定に拘束されるとはしていません。
- ウ ○** 判例（最判平25. 4. 16）は、公害健康被害の補償等に関する法律4条2項に基づく水俣病の認定につき、客観的事象としての水俣病のり患の有無という現在又は過去の確定した客観的事実を確認する行為であって、この点に関する処分行政庁の判断はその裁量に委ねられるべき性質のものではないとして、水俣病認定における行政裁量を否定しました。
- エ ×** 判例（最判平24. 2. 28）は、最低限度の生活は、抽象的かつ相対的な概念であって、その具体的な内容は、その時々における経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断されるべきとし、保護基準中の老齢加算に係る部分を改定するに際し、最低限度の生活を維持する上で老齢であることに起因する特別な需要が存在するといえるか否かを判断するに当たっては、厚生労働大臣に政策的な見地からの裁量権が認められるとし、厚生労働大臣に裁量を認めています。
- オ ×** 判例（最判平18. 2. 7）は、学校施設は、本来学校教育の目的に使用すべきものとして設置され、それ以外の目的に使用することを基本的に制限されており（学校施設令1条、3条）、学校施設の目的外使用を許可するか否かは、原則として、管理者の裁量にゆだねられ…学校教育上支障があれば使用を許可することができないことは明らかであるが、そのような支障がなくても学校施設の目的および用途と目的外使用の目的、態様等との関係に配慮した合理的な裁量判断により使用許可しないこともできるとしています。

以上より、妥当なものはアとウであり、肢1が正解となります。

- 1 × 判例（最判平27.12.14）は、本肢の利子の利率の委任につき、予定運用収入に係る利率との均衡を考慮して定められる利率とする趣旨でこれを政令に委任したものであり、退職一時金に付加して返還すべき利子の利率の定めを白地で包括的に政令に委任するものということとはできず、憲法41条及び73条6号に違反するものではないと解するのが相当であるとしています。
- 2 ○ 判例（最判平3.7.9）は、監獄法は、被拘留者との外部との接見について、原則として許し、例外的に接見を制限する場合の細目は命令（監獄法施行規則）で定めるとしていたのに対し、監獄法施行規則では、14歳未満の者との接見を原則として制限し、例外的に許すとしていたため、法律の委任の範囲を超えて無効であるとししました。
- 3 × 判例（最判平25.1.11）は立法過程での議論や様々な規定を考慮した上で、新薬事法施行規則のうち、店舗販売業者に対し一部の医薬品について郵便等販売をしてはならないものとした各規定は、郵便等販売を一律に禁止することとなる限度において、新薬事法の趣旨に適合するものではなく、新薬事法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効というべきであると判断しています。
- 4 × 判例（最判平14.1.31）は、児童扶養手当法は、世帯の生計維持者としての父による現実の扶養を期待できない児童を支給対象児童とし、児童扶養手当法施行令は、父から認知された婚姻外懐胎児童を支給対象から除外しました。しかし、婚姻外懐胎児童は、父から認知されることによって「法律上の父」が存在する状態になりますが、「世帯の生計維持者としての父」が存在する状態になるわけではないので、児童扶養手当法施行令の除外は、法の委任の範囲を逸脱し違法であるとししました。
- 5 × 判例（最判平2.2.1）は、文部省令が、登録の対象となる文化的価値のある刀剣類の鑑定基準として、美術品としての文化的価値を有する日本刀に限る旨を定めたことは、銃砲刀剣類所持等取締法の趣旨に沿う合理性を有する鑑定基準を定めたものというべきで、これをもって法の委任の趣旨を逸脱する無効なものということとはできないとしています。

問題11	正解	1	① 行政法：行政手続法（意見公募手続）	正答率91%
------	----	---	---------------------	--------

- 1 ○ 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案およびこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見の提出先および意見提出期間を定めて、広く一般の意見を求めなければならないとされています（行政手続法39条1項）。
- 2 × 命令等制定機関は、定めようとする命令等が、他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等であるときは、自らが意見公募手続を実施する義務はありません（39条4項5号）。
- 3 × 命令等制定機関は、命令等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該命令等の廃止をしようとするときには、意見公募手続を実施する義務はありません（39条4項7号）。
- 4 × 命令等制定機関は、意見公募手続の実施後に命令等を定めるときには所定の事項（①命令等の題名、②命令等の案の公示の日、③提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）、④提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異を含む。）およびその理由）を公示する必要があります（43条1項各号）。また、意見公募手続の実施後に命令等を定めないこととした場合には、①その旨（別の命令等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）ならびに②命令等の題名および③命令等の案の公示の日を速やかに公示する必要があります（43条4項）。
- 5 × 命令等制定機関は、所定の事由に該当することを理由として意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時期に、命令等の題名および趣旨、さらに意見公募手続を実施しなかった旨およびその理由についても公示しなければなりません（43条5項）。

- 1 × 行政庁は、申請により求められた許認可等を「拒否する」処分をする場合には、「当該申請をした者」に対して、処分と同時に理由を示す必要があります（行政手続法8条1項本文）。したがって、許認可等を処分する場合すべてについて理由を示す必要はなく、また、当該処分につき利害関係を有するものと認められる者から請求があったとしても理由を示さなければならないわけではありません。
- 2 × 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければなりません（8条1項本文）。したがって、当該申請が法令に定められた形式上の要件に適合しないことを理由とするときも、原則として、申請者に対し、同時に、その理由を示さなければなりません。なお、法令に定められた許認可等の要件または公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載または添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りるものとされています（8条1項ただし書）。
- 3 ○ 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければなりません。当該理由を示さないで不利益処分をすべき差し迫った必要がある場合であれば、処分と同時にその理由を示す必要はありません（14条1項）。そして、この場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難である場合を除いて、当該処分後の相当の期間内にこれを示さなければなりません（14条2項）。
- 4 × 公文書の非開示決定に付記すべき理由につき判例（最判平4. 12. 10）は、非開示理由の有無につき実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることにより、その不服申立てに便宜を与えるものであるという理由付記を求める条例の趣旨から、開示請求者において、条例所定の非開示事由のどれに該当するかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、理由付記としては十分でない、と判示しています。
- 5 × 旅券法に基づく一般旅券の発給拒否通知書に付記すべき理由について判例（最判昭60. 1. 22）は、拒否事由の有無についての外務大臣の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、拒否の理由を申請者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えるという旅券法の理由付記制度の趣旨にかんがみれば、一般旅券発給拒否通知書に付記すべき理由としては、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して一般旅券の発給が拒否されたかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならず、単に発給拒否の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の基礎となった事実関係をも「当然」知りうるような場合を別として、旅券法の要求する理由付記として十分でないといわなければならない、と判示しています。

- ア × 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならないものとされています（行政手続法32条2項）。その定め適用範囲を当該行政指導の根拠規定が法律に置かれているものに限定するとの規定はありません。
- イ ○ 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、行政手続法が定める事項（①当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項、②①に規定する要件、③当該権限の行使が②の要件に適合する理由）を示さなければなりません（35条2項）。そして、当該行政指導が口頭でされた場合において、これら各事項を記載した書面の交付をその相手方から求められたときは、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければなりません（35条3項）。
- ウ ○ 行政指導をすることを求める申出が、当該行政指導をする権限を有する行政機関に対して適法になされたものであった場合には、当該行政機関は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該行政指導をしなければならないとされています（36条の3第3項）。したがって、当該行政機関は、当該申出に対して諾否の応答をすべきものとされているわけではありません。
- エ × 地方公共団体の機関がする行政指導については、その根拠となる規定が法律に置かれているものであっても、行政指導について定める行政手続法の規定は適用されません（3条3項）。なお、条例に根拠を有する場合も、行政手続法上の行政指導に関する規定は適用されません（3条3項）。

以上より、正しいものはイ・ウであり、肢3が正解となります。

- 1 × 審査請求人の申立てがあった場合において、処分、処分の執行または手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、執行停止をしなければなりません（行政不服審査法25条4項本文）。しかし、本案について理由がないとみえるときは執行停止をする必要はありません（25条4項ただし書）。したがって、本案について理由があると思えるときも含めて執行停止しなければならないとしている点で誤りとなります。
- 2 × 審査庁は、いったんその必要性を認めて執行停止をしたとしても、その後の事情の変更を理由として、当該執行停止を取り消すことができます（26条）。したがって、事情の変更を理由としても執行停止を取り消すことができないとしている点で誤りとなります。
- 3 ○ 審理員は、必要があると認める場合には、執行停止をすべき旨の意見書を審査庁に提出することができます（40条）。提出を受けた当該審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければなりません（25条7項）。
- 4 × 再調査の請求は、処分庁自身が簡易な手続で事実関係の調査をする手続ですが、執行停止の規定は再調査の請求にも準用されていますので（61条）、請求人は執行停止を申し立てることができます（25条2項）。したがって、再調査の請求の場合には請求人が執行停止の申し立てをすることができないとする点で誤りとなります。
- 5 × 審査庁が処分庁または処分庁の上級行政庁のいずれでもない場合であっても、審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより執行停止を行うことができます（25条3項本文）。したがって、この場合に審査請求人の申立てにより執行停止を行うことができないとする点で誤っています。

- 1 ○ 行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合に審査請求を行ったときは、法律に再調査の請求ができる旨の規定がある場合でも、審査請求人は、当該処分について再調査の請求を行うことができません（行政不服審査法5条1項ただし書）。
- 2 × 行政庁の処分につき処分庁に対して再調査の請求を行ったときには、法律に審査請求ができる旨の規定がある場合であっても、再調査の請求人は、当該再調査の請求についての決定を経た後でなければ、審査請求をすることができないのが原則です（5条2項本文）。したがって、再調査の請求と審査請求を並行して行うことはできません。
- 3 × 再調査の請求の対象は行政庁の処分のみです（5条1項本文）。したがって、法令に基づく処分についての申請に対して、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁が何らの処分をもしない場合であっても、申請者は当該不作为につき再調査の請求を行うことはできません。
- 4 × 再調査の請求については、審理員による審理または行政不服審査会等への諮問は必要ありません。したがって前半は正しい記述です。しかし、処分庁は決定を行った後に、行政不服審査会等への報告を義務付ける規定はありません。したがって、後半が誤りとなります。
- 5 × 再調査の請求においては、請求人または参加人からの申立てがあった場合には、処分庁は、原則として口頭で再調査の請求にかかる事件に関する意見を述べる機会を与えなければなりません（61条、31条1項本文）。ただし、申立人の所在その他の事情によって当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には機会を与える必要はありません（31条1項ただし書）。したがって、処分庁がこれを必要と認めた場合に限って口頭で意見を述べる機会が認められるわけではありません。

- ア × 条文上、処分についての審査請求について、所定の審査請求期間（原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月、処分があった日の翌日から起算して1年）を経過したときは、正当な理由があるときを除き、することができないことは、明文上規定があります（行政不服審査法18条1項・2項）。ここでは、処分について取消しを求める審査請求と、無効の確認を求める審査請求を区別してはいませんので、原則として、所定の審査請求期間内であれば審査請求ができると考えられます。しかし、処分の無効の確認を求める審査請求についてのみ、別途、審査請求期間を経過した後もできるとする明文規定はありません。
- イ ○ 審査請求は、他の法律または条例にこれを口頭ですることができる旨の定めがある場合を除き、審査請求書を提出してしなければなりません（19条1項）。
- ウ ○ 処分についての審査請求に理由があり、当該処分を変更する裁決をすることができる場合であっても、審査請求人の不利益に当該処分を変更することはできません（48条）。不利益変更の禁止の原則です。
- エ × 審査請求に対する裁決の裁決書に記載する主文が、審理員意見書または行政不服審査会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を示すことまでが求められています（50条1項4号かつこ書）。
- オ ○ 処分の効力、処分の執行または手続の続行の全部または一部の停止その他の措置をとるよう求める申立て（執行停止の申立て）は、当該処分についての審査請求をした者でなければすることができません（25条2項・3項）。

以上より、誤っているものはア・エであり、肢2が正解となります。

本問は、行政事件訴訟法の条文内容を問う問題です。

行政事件訴訟法25条2項は、取消訴訟の提起があった場合に、例外的に執行停止を認める要件について定めています。

また、36条は、無効等確認訴訟の原告適格を定めています。

そして、37条の2第1項は、直接型ないし非申請型の義務付け訴訟の訴訟要件を定めています。

第25条第2項 処分の取消しの訴えの提起があった場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる **ア：重大な損害** を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもって、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部を停止…(略)…をすることができる。（以下略）

第36条 無効等確認の訴えは、当該処分又は裁決に続く処分により **イ：損害** を受けるおそれがある者その他当該処分又は裁決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者で、当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする **ウ：現在の法律関係** に関する訴えによって目的を達することができないものに限り、提起することができる。

第37条の2第1項 第3条第6項第1号に掲げる場合〔直接型ないし非申請型義務付け訴訟〕において、義務付けの訴えは、一定の処分がされないことにより **エ：重大な損害** を生ずるおそれがあり、かつ、その **オ：損害** を避けるため他に適当な方法がないときに限り、提起することができる。

ア には「重大な損害」、**イ** には「損害」、**ウ** には「現在の法律関係」、**エ** には「重大な損害」、**オ** には「損害」が入ります。

したがって、肢3が正解となります。

- 1 × 処分をした行政庁が国または公共団体に所属する場合における処分取消訴訟は、当該「処分をした行政庁の所属する国または公共団体」を被告として提起しなければなりません（行政事件訴訟法11条1項1号）。
- 2 × 処分取消訴訟は、原則として、「被告」の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所または処分をした行政庁の所在地を管轄する裁判所の管轄に属します（12条1項）。
- 3 × 処分をした行政庁が国または公共団体に所属しない場合における処分取消訴訟は、当該「処分をした行政庁」を被告として提起しなければなりません（11条2項）。
- 4 ○ 裁判所は、訴訟の結果により権利を害される第三者があるときは、決定をもって、当該第三者を訴訟に参加させることができますが、この決定は、当該第三者の申立てがある場合に限らず、申立てがない場合であっても、職権で行うことができます（22条1項）。
- 5 × 処分取消訴訟は、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においても、「直ちに」提起することができます（8条1項本文）。ただし、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません（8条1項ただし書）。

- 1 × 判例は、地方鉄道法による鉄道料金の認可に基づく鉄道料金の改定について、同法の趣旨は、もっぱら公共の利益を確保することであり、地方鉄道の利用者の個別的な権利利益を保護するものではないから、当該鉄道路線の周辺に居住し、通勤定期券を購入するなどして特別急行旅客列車を利用している者であっても、特別急行料金の改定の認可処分によって自己の権利利益を侵害されまたは必然的に侵害されるおそれのある者に当たるとすることはできず、当該認可処分の取消しを求める原告適格は認められないとしています（最判平元. 4. 13）。
- 2 × 判例は、県文化財保護条例および文化財保護法について、文化財の保存・活用から個々の県民あるいは国民が受ける利益を、その目的としている公益の中に吸収解消させ、もっぱら公益の実現を通じてその保護を図ることとしており、文化財の学術研究者の学問研究上の利益の保護について特段の配慮をしていると解しうる規定を見出すこともできないから、学術研究者には、史跡指定解除処分の取消しを求める原告適格は認められないとしています（最判平元. 6. 20）。
- 3 × 判例は、不当景品類及び不当表示防止法の規定により一般消費者が受ける利益について、公正取引委員会による同法の適正な運用によって実現されるべき公益の保護を通じ国民一般が共通してもつにいたる抽象的、平均的、一般的な利益であり、公益の保護の結果として生ずる反射的な利益ないし事実上の利益であって、本来私人等権利主体の個人的な利益を保護することを目的とする法規により保障される法律上保護された利益とはいえないものであるから、消費者には原告適格が認められないとしています（最判昭53. 3. 14）。
- 4 ○ 判例は、航空機の騒音の防止は、航空機騒音防止法の目的であるとともに、航空法においても、飛行場周辺に居住する者が航空機の騒音によって著しい障害を受けないという利益を個々人の個別的利益として保護すべきものと解されるところ、定期航空運送事業免許にあたっては、申請事業計画を騒音障害の有無および程度の点からも評価する必要があるから、定期航空運送事業免許に係る路線の使用飛行場の周辺に居住していて、当該免許に係る事業が行われる結果、航空機の騒音によって社会通念上著しい障害を受けることとなる者には、原告適格が認められるとしています（最判平元. 2. 17）。
- 5 × 判例は、都市計画事業の認可に関する都市計画法の規定について、事業地の周辺地域に居住する住民に対し、違法な事業に起因する騒音、振動等によって健康または生活環境に係る著しい被害を受けないという具体的利益を保護しようとするものと解されるから、健康または生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある住民には、都市計画事業の認可の取消しを求める原告適格が認められるとしています（小田急高架化訴訟：最大判平17. 12. 7）。

問題20

正解

1

① 行政法：国家賠償法（4条）

正答率86%

国家賠償法4条は、「国または地方公共団体の損害賠償の責任については、前1条から3条によるの外、民法の規定が適用される。」と規定しています。

本問は、この条文の「民法の規定」に失火責任法が含まれるかどうか争われた事案に関する判例（最判昭53.7.17）からの出題です。

失火責任法は、失火者の責任条件について民法709条 **ア：の特則** を規定したものであるから、国家賠償法4条の「民法」に **イ：含まれる** と解するのが相当である。また、失火責任法の趣旨にかんがみても、公権力の行使にあたる公務員の失火による国又は公共団体の損害賠償責任についてのみ同法の適用を **ウ：排除すべき** 合理的理由も存しない。したがって、公権力の行使にあたる公務員の失火による国又は公共団体の損害賠償責任については、国家賠償法4条により失火責任法が **エ：適用** され、当該公務員に重大な過失のあることを **オ：必要とする** ものといわなければならない。

まず、失火責任法は民法709条の特則と解されていますので **ア** には「の特則」が入ります。したがって、失火責任法は国家賠償法4条の民法に含まれると解されており、**イ** には「含まれる」が入ります。さらに、公務員の失火についてのみ失火責任法の適用を排除する合理的理由はないと解されています。したがって、**ウ** には「排除すべき」が入ります。排除すべき合理的理由がないわけですから、その帰結として、国家賠償法4条により失火責任法が適用されることになります。したがって、**エ** には「適用」が入ります。加えて、失火責任法によれば、損害賠償責任が発生するための要件として重大な過失があることが必要とされています。したがって、**オ** には「必要とする」が入ります。

以上より、アには「の特則」、イには「含まれる」、ウには「排除すべき」、エには「適用」、オには「必要とする」が入り、肢1が正解となります。

- ア ○** 判例（最判平26. 10. 9）は、労働大臣（現厚生労働大臣）は、旧労働基準法に基づく省令制定権限を行使して、罰則をもって石綿工場に局所排気装置を設置することを義務付けるべきであったのであり、労働大臣（現厚生労働大臣）が旧労働基準法に基づく上記省令制定権限を行使しなかったことは、旧労働基準法の趣旨、目的やその権限の性質等に照らし、著しく合理性を欠くものであって、国家賠償法1条1項の適用上違法であるとしています。
- イ ○** 判例（最判平16. 4. 27）は、昭和35年4月以降、鉱山保安法に基づいて、通商産業大臣（現経済産業大臣）が有効な粉じん発生防止策を一般的に義務付ける等の、新たな保安規制の権限を直ちに行使しなかったことは、その趣旨、目的に照らし、著しく合理性を欠くものであって、国家賠償法1条1項の適用上違法というべきであるとしています。
- ウ ×** 判例（最判平元. 11. 24）は、宅地建物取引業に基づく免許制度も、究極的には取引関係者の利益の保護に資するものではあるが、免許を付与した宅建業者の人格・資質等を一般的に保証し、ひいては当該業者の不正な行為により個々の取引関係者が被る具体的な損害の防止、救済を制度の直接的な目的とするものとはにわかに解し難く、かかる損害の救済は一般の不法行為規範等に委ねられているというべきであるから、「知事等による免許の付与ないし更新それ自体は、法所定の免許基準に適合しない場合であっても、当該業者との個々の取引関係者（当該被害者）に対する関係において直ちに国家賠償法1条1項にいう違法な行為に当たるものではない」としています。したがって、国家賠償法1条1項の適用上違法であるとする本肢は誤りです。
- エ ×** 判例（最判平16. 10. 15）は、いわゆる水俣病による健康被害について、昭和35年1月以降、水質二法*に基づく指定水域の指定等の規制権限を国が行使しなかったことは、上記規制権限を定めた水質二法の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、著しく合理性を欠くものであって、国家賠償法1条1項の適用上「違法というべきである」としています。したがって、本肢は誤りです。

以上より、妥当なものはア・イであり、肢1が正解となります。

*公共用水の水質の保全に関する法律（水質保全法）と工場排水等の規制に関する法律（工場排水規制法）

- ア ○ 普通地方公共団体は、法律またはこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置およびその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければなりません（地方自治法244条の2第1項）。
- イ × 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、「当該普通地方公共団体の長」に対してするものとされています（244条の4第1項）。総務大臣に対してするわけではありません。
- ウ × 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、または条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならず（244条の2第2項）、議会の議決は必要となります。しかし、総務大臣の承認は不要であるため、本肢は誤りです。
- エ ○ 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはなりませんので（244条3項）、前半は正しい記述です。そして、この規定について、判例（最判平18.7.14）は、「当該普通地方公共団体の住民ではないが、その区域内に事務所、事業所、家屋敷、寮等を有し、その普通地方公共団体に対し地方税を納付する義務を負う者など住民に準ずる地位にある者…による公の施設の利用関係に地方自治法244条3項の規律が及ばないと解するのは相当でなく、…当該公の施設の性質や…当該普通公共団体との結び付きの程度等に照らし合理的な理由なく差別的取扱いをすることは、同項に違反するものというべき」として、住民に準ずる地位にある者にも適用されるとしています。したがって、後半も正しい記述です。

以上より、妥当なものはア・エであり、肢2が正解となります。

- 1 × 国会は、当該普通地方公共団体の「住民投票における過半数の同意」を得なければ、特定の地方公共団体にのみ適用される法律を制定することはできません（憲法95条）。
- 2 × 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて地方自治法2条2項の事務に関し、条例を制定することができ、法定受託事務についても同様です（地方自治法14条1項）。したがって、前半は正しい記述です。これに対して、普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、刑罰を科す旨の規定を設けることができます（14条3項）、この刑罰を科す旨の規定について、判例（最大判昭37.5.30）は、「条例は、…国会の議決を経て法律に類するものであるから、条例によつて刑罰を定める場合には、法律の授權が相当な程度に具体的であり、限定されておればたりる」としており、個別的授權が必要とされてはいませんので、後半は誤りです。
- 3 × 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができます（15条1項）。したがって、前半は正しい記述です。これに対して、普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができます（15条2項）、規則中に、刑罰を科す旨の規定を設けることはできないため、後半は誤りです。
- 4 × 普通地方公共団体の議会の議員は、予算を除いて、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができます（112条1項）。しかし、普通地方公共団体の長も議会の議決を経べき事件につきその議案を提出することができます（149条1号）。したがって、条例案を議会に提出できるのは議会の議員のみではなく、長による提出も認められていますので誤りです。
- 5 ○ 普通地方公共団体の議会の議員および長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例の制定または改廃の請求をすることができます（74条1項）が、地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関するものは除外されています（74条1項カッコ書）。

- ア × 普通地方公共団体の議会において長の不信任の議決をした場合において、長が議会を解散した後初めて招集された議会において再び不信任の議決があり、議長から当該長に対しその旨の通知があったときは、長は、議長から通知があった日においてその職を失うとされています（地方自治法178条2項）。再度議会を解散することができるわけではありません。
- イ × 普通地方公共団体の議会の議決が法令に違反すると認めるときは、長は、「理由を示してこれを再議に付さなければならない」とされています（176条4項）。裁量により再議に付すことができるわけではありません。
- ウ ○ 普通地方公共団体の議会の議長が、議会運営委員会の議決を経て、長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求した場合において、長は、請求のあった日から20日以内に臨時会を招集しなければならないとされています（101条2項・4項）。そして、長がこの期間内に臨時会を招集しないときは、議長は、臨時会を招集することができるかとされています（101条5項）。
- エ × 普通地方公共団体の議会において議決すべき事件を議決しないときは、長は、その議決すべき事件を処分（専決処分）することができるとされています（179条1項本文）。
- オ ○ 地方自治法には、普通地方公共団体の議会が長の決定によらずに、自ら解散することを可能とする規定はありませんが、それを認める特例法（地方公共団体の議会の解散に関する特例法）は存在します。なお、この特例法では、地方公共団体の議会は、議員数の4分の3以上の者が出席し、その5分の4以上の者の同意があれば解散すると規定されています（地方公共団体の議会の解散に関する特例法2条）。

以上より、正しいものはウ・オであり、肢5が正解となります。

本問は、最判昭43. 12. 24を題材とする問題です。

- 1 × 判例は、「元来、通達は、原則として、法規の性質をもつものではなく」とし、通達の法規性を否定しています。なお、通達は、「上級行政機関が関係下級行政機関および職員に対してその職務権限の行使を指揮し、職務に関して命令するために発するものであり、このような通達は右機関および職員に対する行政組織内部における命令にすぎない」とし、後半部分は正しい記述です。
- 2 × 判例は、肢1のとおり、通達は、関係行政機関および職員に対する行政組織内部における命令にすぎないとしていますので、この点については正しい記述です。しかし、「通達の内容が、法令の解釈や取扱いに関するもので、国民の権利義務に重大なかかわりをもつようなものである場合においても別段異なるところはない」とし、本肢のような場合でも、行政組織内部の命令にすぎず、法規の性質を有するとはしていません。
- 3 ○ 判例は、「行政機関が通達の趣旨に反する処分をした場合においても、そのことを理由として、その処分の効力が左右されるものではない」としており、正しい記述となります。なお、通達に反する処分をした場合でも、単なる内規違反になるだけです。
- 4 × 判例は、本件のような通達につき、「従来とられていた法律の解釈や取扱いを変更するものではある」としていますが、「それはもつぱら知事以下の行政機関を拘束するにとどまるもので、これらの機関は右通達に反する行為をすることはできないにしても、国民は直接これに拘束されることはなく、従つて、右通達が直接に上告人の所論墓地経営権、管理権を侵害したり、新たに埋葬の受忍義務を課したりするものとはいえない」としています。
- 5 × 判例は、「取消訴訟の対象となるのは、国民の権利義務、法律上の地位に直接具体的に法律上の影響を及ぼすような行政処分等」でなければならないとし、本件通達には処分性はないと判断しました。したがって、本件通達の取消しを求める訴えは、訴訟要件を満たさないため、許されないものとして「却下」すべきものと判示しています。

- ア ○ 公立高等専門学校の校長が、必修科目を履修しない学生を原級留置処分または退学処分にするに際しては、その判断は校長の合理的な教育的裁量に委ねられます（エホバの証人剣道実技拒否事件：最判平8. 3. 8）。
- イ × 公立中学校の校庭が一般に開放され、校庭を利用していた住民が負傷した場合、その設置管理者は、原則として、国家賠償法上の責任を負いますが、通常の用法に即しない被害者（住民）側の行動の結果生じた損害については、設置管理者は責任を負いません（幼児の異常な行動が原因で公立中学校のテニスコート審判台が転倒した死亡事故：最判平5. 3. 30）。
- ウ × 判例は、公立小学校を廃止する条例について、当該条例は一般的規範を定めるにすぎず、保護者には小学校を選択する法的地位は認められないとして、その処分性を否定しています（千代田区立小学校事件：最判平14. 4. 25）。
- エ ○ 判例は、市が設置する中学校の教員が起こした体罰事故について、当該教員の給与を負担する県が賠償金を被害者に支払った場合、当該損害を賠償するための費用については、学校教育法および地方財政法が、当該中学校を設置する市町村がその全額を負担すべきものとしていることから、当該市町村が国家賠償法3条2項にいう内部関係でその損害を賠償する責任ある者として、当該損害を賠償した者からの求償に応ずる義務があるとしています（最判平21. 10. 23）。したがって、県は国家賠償法に基づき、賠償金の全額を市に求償することができます。

以上より、妥当なものはア・エであり、肢2が正解となります。

- 1 × 相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなされ（民法97条2項）、意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生じます（97条1項）。相手方が通知の受領を拒絶した場合は、正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたといえますから、意思表示は到達したものとみなされます。これに対して、判例（最判平10.6.11）は、意思表示が記載された内容証明郵便が留置期間の経過により差出人に還付された場合において、その意思表示は、社会通念上、受取人の了知可能な状態に置かれ、遅くとも留置期間が満了した時点で受取人に到達したものと認められるとしています。
- 2 ○ 意思表示は、表意者が相手方を知ることができず、またはその所在を知ることができないときは、公示の方法によってすることができます（98条1項）。この公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日またはその掲載に代わる掲示を始めた日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなされますが（98条3項本文）、表意者が相手方を知らないことまたはその所在を知らないことについて過失があったときは、到達の効力は生じません（98条3項ただし書）。
- 3 × 契約の申込みの意思表示に対して承諾の意思表示が郵送でなされた場合、当該承諾の意思表示は、「発信された時」ではなく、相手方に「到達した時」からその効力を生じます（97条1項）。したがって、契約は承諾したときに成立することになるため（522条1項）、承諾の意思表示が相手方に到達したときに契約は成立することとなります。
- 4 × 意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、意思能力を喪失し、または行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられません（97条3項）。そして、申込者が申込みの通知を発した後に行為能力の制限を受けた場合において、契約の相手方が承諾の通知を発するまでにその事実が生じたことを知ったときは、その申込みは、その「効力を有しない」こととなります（526条）。したがって、取り消すことができるわけではありません。
- 5 × 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に意思能力を有しなかったときまたは「未成年者もしくは成年被後見人」であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができません（98条の2本文）。意思表示の受領能力がないとされるのは、意思無能力者のほか、「未成年者もしくは成年被後見人」であり、制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人：13条1項10号）のすべてではありません。

- 1 ○ 不在者の置いた財産管理人の権限は、不在者と財産管理人との契約により定まりますが、権限について定めがなかった場合には、「第103条に規定する権限」（民法28条）によります。したがって、権限の定めのない管理人は、保存行為、およびその目的である物または権利の性質を変えない範囲内においてその利用または改良を目的とする行為をすることができます（103条参照）。
- 2 ○ 従来の住所または居所を去った者（不在者）がその財産の管理人（管理人）を置かなかったときは、家庭裁判所は、利害関係人または検察官の請求により、その財産の管理について必要な処分を命ずることができます（25条1項前段）。
- 3 ○ 不在者が管理人を置いた場合において、その不在者の生死が明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人または検察官の請求により、管理人を改任することができます（26条）。
- 4 × 不在者の生死が7年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができ（30条1項）、失踪の宣告を受けた者は「失踪期間が満了した時」に死亡したものとみなされます（31条）。
- 5 ○ 失踪宣告の効果は、死亡したものとみなされることであり（31条）、本人の権利能力を剥奪するものではありません。したがって、失踪宣告がされた場合、本人は死亡したものとみなされますが、本人の権利能力自体は消滅しません。

- 1 ○ 判例（最判平6. 2. 8）は、他人の土地上の建物の所有権を取得した者が自らの意思に基づいて所有権取得の登記を経由した場合には、建物を他に譲渡したとしても、引き続き登記名義を保有する限り、土地所有者に対し、譲渡による建物所有権の喪失を主張して建物収去・土地明渡しの義務を免れることはできないとしています。したがって、Bは、Aに対して乙建物の収去および甲土地の明渡しの義務を免れることはできないことになります。
- 2 ○ 判例（最判昭35. 6. 17）は、土地所有権に基づく建物収去・土地明渡しを請求するには、現実建物を所有することによってその土地を占拠し、土地所有権を侵害している者を相手方とすべきであり、未登記建物の所有者が未登記のままこれを第三者に譲渡した場合には、譲渡人は、土地所有者による建物収去・土地明渡しの請求につき、建物の所有権の喪失により土地を占有していないことを主張することができるから、建物収去・土地明渡しの義務を負わないとしています。したがって、Eは、Dに対して丁建物の収去および丙土地の明渡しの義務を負わないことになります。
- 3 ○ 判例（最判昭57. 3. 12）は、工場抵当法により工場に属する土地または建物とともに抵当権の目的とされた動産が、備え付けられた工場から抵当権者の同意を得ないで搬出された場合には、第三者において即時取得をしない限りは、抵当権者は、搬出された目的動産をもとの備付場所である工場に戻すことを請求することができるとしています。
- 4 ○ 判例（最判平17. 3. 10）は、抵当不動産の所有者から占有権原の設定を受けてこれを占有する者であっても、抵当権設定登記後に占有権原の設定を受けたものであり、その設定に抵当権の実行としての競売手続を妨害する目的が認められ、その占有により抵当不動産の交換価値の実現が妨げられて抵当権者の優先弁済請求権の行使が困難となるような状態があるときは、抵当権者は、当該占有者に対し、抵当権に基づく妨害排除請求することができるとしています。
- 5 × 判例（最判平21. 3. 10）は、動産売買につき売買代金を担保するために当該動産の所有権を留保する場合において、所有権を留保した者は、第三者の土地上に存在してその土地所有権の行使を妨害している当該動産について、「弁済期が到来するまでは、特段の事情がない限り、撤去義務や不法行為責任を負うことはない」が、「弁済期が経過した後は、留保された所有権が担保権の性質を有するからといって撤去義務や不法行為責任を免れることはない」としています。したがって、被担保債権の弁済期到来の前後を問わず、としている部分が妥当ではありません。

- 1 × 留置権者は、善良な管理者の注意をもって、留置物を占有しなければなりません（民法298条1項）。この善良な管理者の注意とは、その者の職業や社会的・経済的な地位等に応じて、平均的な人を基準に一般的に要求される程度の注意をいいますので、自己の財産に対するのと同じの注意より「加重」されたものです。
- 2 × 留置権者は、留置物の保存に必要な使用をすることを除き、債務者の承諾を得なければ、留置物を使用し、賃貸し、または担保に供することができません（298条2項本文）。そして、留置権者が債務者の承諾を得ることなく、留置物を使用し、賃貸し、または担保に供したときは、債務者は、留置権の「消滅を請求すること」ができます（298条3項）。
- 3 ○ 判例（最判昭46.7.16）は、建物の賃借人が、債務不履行により賃貸借契約を解除されたのち、権原のないことを知りながら建物を不法に占有する間に有益費を支出しても、その者は、占有が不法行為によって始まった場合には留置権を取得できないとする民法295条2項の類推適用により、費用の償還請求権に基づいて建物に留置権を行使することはできないとしています。
- 4 × 判例（最判昭47.11.16）は、留置権が成立したのち債務者からその目的物を譲り受けた者に対しても、債権者がその留置権を主張しうることは、留置権が物権であることに照らして明らかであるとしています。したがって、Aは、Bに対する売買代金債権を被担保債権として当該建物を留置することができます。
- 5 × 判例（最判昭43.11.21）は、不動産の二重売買において、第二の買主のため所有権移転登記がされた場合、第一の買主は、第二の買主の不動産の所有権に基づく明渡請求に対し、履行不能を理由とする損害賠償債権がその物を目的とする債権が態様を変じたものであって、その物に関し生じた債権とはいえないから、留置権を主張することはできないとしています。したがって、Eは、Dに対する履行不能を理由とする損害賠償請求権を被担保債権として当該建物を留置することはできません。

- ア ○ 金銭の給付を目的とする債務不履行に関しては、債権者は、損害の証明をすることを要しない（民法419条2項）とされています。したがって、Aは、Bに対して、遅延損害金について損害を証明しなくても請求することができます。
- イ × 判例（最判昭48.10.11）は、金銭を目的とする債務の不履行による損害賠償として、債務者に対し弁護士費用その他の取立費用を請求できない、としています。したがって、Aは、Bに対して、弁護士費用その他取立てに要した費用等を請求できません。
- ウ ○ 債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らし不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができません（412条の2第1項）。しかし、金銭債務の場合は特則があり、債務者は、不可抗力をもって抗弁することができず（419条3項）、不可抗力で履行が遅滞したことを証明しても、債務不履行責任を免れることができません。
- エ × 債務の履行について不確定期限のあるときは、債務者は、その期限の到来した後に履行の請求を受けた時またはその期限の到来したことを知った時のいずれか早い時から遅滞の責任を負います（412条2項）。本問では、BがAの母の死亡を知らないので、Bに債務不履行責任は生じておらず、Aは、Bに対して、遅延損害金を請求することができません。
- オ ○ 債務の履行について期限の定めのないときは、債務者は、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負います（412条3項）。本問では、AはBに対して残代金の支払いの請求をしていたにもかかわらず正当な理由なく2か月が徒過しているので、Bに債務不履行責任が生じており、Aは、Bに対して、遅延損害金を請求することができます。

以上より、妥当でないものはイとエであり、肢3が正解となります。

- 1 × 債権者は、自己の債権を保全するため必要があるときは、債務者に属する権利を行使することができます（民法423条1項）。財産権であれば、債務者の一身専属権や差押禁止債権を除き、請求権、形成権（取消権、解除権、相殺権等）の代位行使も可能です。
- 2 × 原則として、被保全債権の弁済期が到来していることが必要ですが（423条2項本文）、濫用のおそれのない保存行為（消滅時効の完成猶予など）の場合には履行期の到来は不要です（423条2項ただし書）。
- 3 × 債権者が代位行使する債権が金銭債権または動産の引渡請求権の場合には、直接自己に引き渡すことを請求できます（423条の3前段）。
- 4 × 債権者が被代位権利を行使した場合であっても、債務者は、被代位権利について、自ら取立てその他の処分をすることができます（423条の5前段）。
- 5 ○ 債権者が被代位権利を行使した場合であっても、債務者が被代位権利自ら取立てその他の処分をしたときは、第三債務者（債務者の相手方）も、被代位権利について、債務者に対して履行をすることができます（423条の5後段）。

- ア × 当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができるとされています（債務者主義：民法536条1項）。したがって、甲の引渡しの履行期の直前に震災によって甲が滅失した場合には、Bは、履行不能を理由として代金の支払いを拒むことができます。
- イ ○ 引き渡された目的物が種類、品質、数量または権利に関して契約の内容に適合しないものである場合は、買主は、売主に対し、履行の追完を請求することができます（562条1項本文、565条）。また、その不適合について履行の追完が可能な場合には、相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないとき、または、履行の追完が不能である場合など一定の場合には、直ちに、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができます（563条1項・2項、565条）。したがって、Bに引き渡された甲が契約の内容に適合しない場合、Bは、Aに対して、履行の追完または代金の減額を請求することができます。そして、この場合、買主は、債務不履行を理由とする損害賠償の請求を行うこともできます（564条、565条、415条）。
- ウ × 肢イの解説のとおり、引き渡された目的物が契約の内容に適合しないものである場合において、買主が、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができるのは、履行の追完が不能であるときなどを除き、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときとされています（563条1項・2項、565条）。したがって、Bに引き渡された甲が契約の内容に適合しない場合、履行の追完が合理的に期待できるときは、Bは、Aに対して、履行の追完の催告をしなければならず、直ちに代金の減額を請求することはできません。
- エ × 引き渡された目的物が種類、品質、数量または権利に関して契約の内容に適合しないものである場合において、その不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、代金の減額の請求をすることができません（563条3項、565条）。したがって、Bに引き渡された甲が契約の内容に適合しない場合において、その不適合がBの過失によって生じたときは、Bは、Aに対して代金の減額を請求できません。
- オ × 売主が種類または品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合においては、売主が引渡しの時にその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかったときを除き、買主がその不適合を知った時から1年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由として、損害賠償の請求をすることができません（566条本文）。したがって、Bに引き渡された甲が契約の内容に適合しない場合、BがAに対して損害賠償を請求するためには、Bがその不適合を知った時から1年以内に、Aに対してその旨を「通知」しなければならないのであり、請求権を行使しなければならないわけではありません。

以上により、誤っているものはア、ウ、エ、オの4つであり、肢4が正解となります。

- 1 ○ 判例（最判昭50.10.24）は、訴訟上の因果関係の立証について、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果の発生を招来した関係を是認する高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りるとしています。
- 2 ○ 判例（最判平8.10.29）は、損害賠償の額を定めるにあたり、被害者が平均的な体格ないし通常の体質と異なる身体的特徴を有しており、それが加害行為と競合して障害を発生させ、または損害の拡大に寄与したとしても、その身体的特徴が疾患に当たらないときは、特段の事情がない限り、これを損害賠償の額を定めるにあたり斟酌することとはできないとしています。
- 3 ○ 判例（最大判昭39.6.24）は、過失相殺において、被害を受けた未成年者の過失を斟酌する場合には、当該未成年者に事理を弁識するに足る知能が備わっていれば足り、行為の責任を弁識するに足る知能が備わっていることを要しないとしています。
- 4 ○ 判例（最判昭45.12.18）は、民法723条にいう名誉とは、人がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的名誉を示すものであって、人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価、すなわち名誉感情を含まないものであり、名誉毀損とは、この客観的な社会的評価を低下させる行為をいうとしています。
- 5 × 判例（最判平7.6.9）は、医療過誤事件において、不法行為の故意・過失を認定するにあたっては、診療当時のいわゆる臨床医学の実践における医療水準をもって、当該医療機関の性格、所在地域の医療環境の特性等の諸般の事情を考慮して行うべきであり、それらの事情を捨象して、全ての医療機関において医療契約に基づき要求される医療水準を一律に解するのは相当ではないとしています。

- ア × 相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができません（民法899条の2第1項）。したがって、Bは、Eに対して、登記がなければ自己の相続分を超える部分是对抗することができないため、全部を対抗できるとする本肢は誤りです。
- イ × 配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に無償で居住していた場合には、その居住していた建物の所有権を相続または遺贈により取得した者に対し、居住建物について、一定の期間無償で使用する権利（配偶者短期居住権）を有します。（1037条本文）。したがって、相続人であるCおよびDは、配偶者Bに対して明け渡しを請求することはできず、Bの使用利益等について不当利得返還請求権を有することもないため本肢は誤りです。
- ウ ○ 被相続人が遺言において、配偶者に対し居住建物を無償で使用および収益させることを認めるとしていた場合、配偶者は、原則として終身にわたりその居住していた建物の全部について無償で使用および収益をする権利（配偶者居住権）を取得します（1028条1項2号）。ただし、被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合にあっては、この限りではありません。（1028条1項ただし書）。したがって、甲建物が相続開始時に被相続人AとAの兄Fとの共有であった場合には、Bは配偶者居住権を取得しません。
- エ ○ 遺産の分割の請求を受けた家庭裁判所は、配偶者が家庭裁判所に対して配偶者居住権の取得を希望する旨を申し出た場合において、居住建物の所有者の受ける不利益の程度を考慮してもなお配偶者の生活を維持するために特に必要があると認めるときは、配偶者が配偶者居住権を取得する旨を定めることができます（1029条2号）。
- オ × 居住建物の所有者は、配偶者居住権を取得した配偶者に対し、配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負います（1031条）。そして、配偶者居住権の設定の登記は、居住建物の所有者を登記義務者、配偶者を登記権利者とする「共同」により申請しなければならないため（不動産登記法60条）、配偶者Bが「単独」で登記することができるとする本肢は誤りです。

以上より、正しいものはウ・エであり、肢4が正解となります。

（営業として行わない場合に）**ア 商行為となる**

商人以外の者が1回限り行った場合でも、その行為の客観的性質から高度の営利性が認められるため、それが営業としてなされるか否かを問わず、常に商行為とされるものを、「絶対的商行為」といいます（商法501条1号～4号）。利益を得て売却する意思で、時計を買い入れる行為は、利益を得て譲渡する意思をもってする動産の有償取得（501条1号の絶対的商行為）に該当します。したがって、営業として行わない場合であっても商行為になります。

イ 商行為となる

利益を得て譲渡する意思をもってする動産、不動産もしくは有価証券の有償取得またはその取得したものの譲渡を目的とする行為（501条1号の絶対的商行為）について、判例（大判昭4.9.28）は、譲り受けた物品をそのまま譲渡して利益を図るか、これに加工をし、譲渡して利益を得るかで区別をする理由はないとしています。したがって、利益を得て売却する意思で、買い入れた木材を加工し、製作した机を売却する行為は、営業として行わない場合であっても商行為になります。

ウ 商行為とならない

営業として（営利目的で反復継続して）行うときに、商行為となるものを「営業的商行為」といいます（502条1号～13号）。撮影に関する行為は、502条6号に規定されている営業的商行為に該当するため、報酬を受ける意思であっても、これを営業として行わない場合には商行為とはなりません。

エ 商行為とならない

賃貸する意思をもってする動産の有償取得を目的とする行為は、営業的商行為に該当します（502条1号）。したがって、賃貸して利益を得る意思で動産（レンタル用のDVD）を有償取得（買い入れる）する行為は、営業として行わない場合には商行為とはなりません。

オ 商行為となる

利益を得て転売する意思で、取得予定の時計を売却する行為は、動産（時計）を先に高く売っておいて、後で安く仕入れて差額を利益とする行為であり、他人から取得する動産の供給契約およびその物の有償取得行為（501条2号の絶対的商行為）に該当します。したがって、営業として行わない場合であっても商行為となります。

以上より、営業として行わない場合には商行為とならないものは、ウ・エであり、肢3が正解となります。

- 1 × 株式会社の成立の時ににおける現物出資財産等の価額が定款に記載または記録された価額に著しく不足するときは、発起人および設立時取締役は、当該株式会社に対し、連帯して、当該不足額を支払う義務を負います（会社法52条1項）が、検査役の調査を経た場合および当該発起人または設立時取締役がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合には、不足額支払義務を負いません（52条2項1号、2号）。ただし、募集設立の場合においては、発起人または設立時取締役が注意を怠らなかったことを証明した場合でも不足額を支払う義務を負わなければなりません（103条1項）。本問においては、発起設立か募集設立か明記されておらず、募集設立とした場合には、誤りとなります。また、発起設立の場合であっても、現物出資者である発起人は、検査役の調査を経た場合やその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合であっても、責任を負わなければならない（52条2項参照）から、現物出資・財産引受をした発起人であるかどうかを区別していない点においても誤りとなります。
- 2 ○ 発起人は、その出資に係る金銭の払込みを仮装し、またはその出資に係る金銭以外の財産の給付を仮装した場合には、株式会社に対し、払込みを仮装した出資に係る金銭の全額を支払い、または給付を仮装した出資に係る金銭以外の財産の全部を給付する義務を負います（52条の2第1項）。
- 3 ○ 発起人、設立時取締役または設立時監査役は、株式会社の設立についてその任務を怠ったときは、当該株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負います（53条1項）。
- 4 × 発起人、設立時取締役または設立時監査役がその職務を行うについて悪意または「重大な」過失があったときは、当該発起人、設立時取締役または設立時監査役は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負います（53条2項）。よって、単なる過失としている点で本肢は誤りとなります。
- 5 ○ 発起人、設立時取締役または設立時監査役が株式会社または第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の発起人、設立時取締役または設立時監査役も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者となります（54条）。

- 1 × 株主は、その有する株式に質権を設定することができます（会社法146条1項）。株式の質入れは、その質権者の氏名または名称および住所を株主名簿に記載し、または記録しなければ、株式会社その他の第三者に対抗することができません（147条1項）。株主名簿に記載または記録しなければ対抗することができないのであって、記載または記録しなくても、質権の効力は生じます。
- 2 × 株式に質権を設定した者は、株式会社に対し、質権者の氏名または名称および住所や質権の目的である株式を株主名簿に記載し、または記録することを請求することができます（148条）。質権者と共同して請求しなければならないわけではありません。
- 3 × 譲渡制限株式に質権を設定するのに、当該譲渡制限株式を発行した株式会社の取締役会または株主総会による承認は必要ありません。株式の質入れは、株式譲渡とは異なり、株主が変更するわけではないからです。
- 4 ○ 株主名簿に記載または記録された質権者は、債権の弁済期が到来している場合には、当該質権の目的物である株式に対して交付される剰余金の配当（金銭に限る。）を受領し、自己の債権の弁済にあてることができます（154条1項）。
- 5 × 株主名簿に記載または記録された質権者は、株主名簿にしたがって株式会社から株主総会の招集通知を受け、自ら議決権を行使することはできません。債権の回収のために、株式を質入れするのであって、会社の経営に参加することは目的ではないからです。

- ア × 公開会社で、かつ、大会社においては監査役会を設置しなければならず（会社法328条1項）、監査役会には監査役を3人以上、そのうち半数以上は、社外監査役でなければなりません（335条3項）。したがって、公開会社で、かつ、監査役設置会社については、社外監査役を設置する義務はなく、設置していないからといって、理由を説明する必要はありません。
- イ ○ 解説アのとおり、監査役会には監査役を3人以上、そのうち半数以上は、社外監査役でなければなりません（335条3項）。
- ウ × 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、社外取締役を置かなければなりません（327条の2）。社外取締役を設置することが義務付けられているのであって、3人以上の取締役を置き、その過半数は、社外取締役でなければならないとされてはいません。
- エ ○ 監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役は、3人以上で、その過半数は、社外取締役でなければなりません（331条6項）。
- オ ○ 指名委員会等設置会社においては、指名委員会、監査委員会または報酬委員会の各委員会は、委員3人以上で組織します（400条1項）。各委員会の委員の過半数は、社外取締役でなければなりません（3項）。

以上より、誤っているものはア・ウであり、肢1が正解となります。

- ア ○ 株式会社は、剰余金の配当をする場合には、法務省令で定めるところ（資本金の4分の1に達するまで）により、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に10分の1を乗じて得た額を資本準備金または利益準備金として計上しなければなりません（会社法445条4項）。
- イ × 株式会社は、金銭以外の財産により剰余金の配当を行うことができますが、当該配当財産の種類については、当該株式会社の株式、新株予約権、社債は除かれます（454条1項1号、107条2項2号ホかっこ書）。当該株式会社の子会社の株式等、親会社の株式等を配当財産とすることは禁止されていません。
- ウ ○ 株式会社は、純資産額が300万円を下回る場合には、剰余金の配当を行うことはできません（458条）。
- エ × 株式会社が剰余金の配当を行う場合には、中間配当を行うときを除いて（454条5項）、その都度、株主総会の決議を要します（454条1項）。ただし、会計監査人設置会社は、原則として、取締役会で剰余金の配当を決定できる旨の定款の定めを置くことができます（459条1項）。
- オ × 剰余金の配当により株主に交付される金銭等の帳簿価額の総額は、剰余金の配当が効力を生ずる日における分配可能額を超えてはなりません（461条1項8号）。したがって、当該純利益の額を超えない範囲内で、分配可能額を超えて剰余金の配当を行うことができますとする本肢は誤りとなります。

以上より、正しいものはアとウであり、肢1が正解となります。

問題41

正解

ア

20

イ

13

ウ

19

エ

16

(テ)

マ

憲法：統治（裁判員制度の合憲性）

正答率↓

ア-18% イ-29% ウ-40% エ-40%

本問は、裁判員制度の合憲性が争点となった最高裁判決（最大判平23. 11. 16）に関する理解を問うものです。

問題は、裁判員制度の下で裁判官と国民とにより構成される裁判体が、**ア：20－刑事裁判**に関する様々な憲法上の要請に適合した「**イ：13－裁判所**」といい得るものであるか否かにある。・・・（中略）・・・。

以上によれば、裁判員裁判対象事件を取り扱う裁判体は、身分保障の下、独立して職権を行使することが保障された裁判官と、公平性、中立性を確保できるよう配慮された手続の下に選任された裁判員とによって構成されるものとされている。また、裁判員の権限は、裁判官と共に公判廷で審理に臨み、評議において事実認定、**ウ：19－法令の適用**及び有罪の場合の刑の量定について意見を述べ、**エ：16－評決**を行うことにある。これら裁判員の関与する判断は、いずれも司法作用の内容をなすものであるが、必ずしもあらかじめ法律的な知識、経験を有することが不可欠な事項であるとはいえない。さらに、裁判長は、裁判員がその職責を十分に果たすことができるように配慮しなければならないとされていることも考慮すると、上記のような権限を付与された裁判員が、様々な視点や感覚を反映させつつ、裁判官との協議を通じて良識ある結論に達することは、十分期待することができる。他方、憲法が定める**ア：20－刑事裁判**の諸原則の保障は、裁判官の判断に委ねられている。

このような裁判員制度の仕組みを考慮すれば、公平な「**イ：13－裁判所**」における法と証拠に基づく適正な裁判が行われること（憲法31条、32条、37条1項）は制度的に十分保障されている上、裁判官は**ア：20－刑事裁判**の基本的な担い手とされているものと認められ、憲法が定める**ア：20－刑事裁判**の諸原則を確保する上での支障はないといえることができる。

裁判員制度は、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することであるため、**ア**には、「20－刑事裁判」が入ります。

そして、刑事裁判は「裁判所」で行うものとされているため（憲法37条1項）、この裁判体が「裁判所」にあたるかが問題となります。したがって、**イ**には、「13－裁判所」が入ります。

裁判員の権限は、事実認定、法令の適用、刑の量定について意見を述べ、評決を行うことです（裁判員法6条1項、67条1項）。したがって、**ウ**には「19－法令の適用」、**エ**には「16－評決」が入ります。

問題42

正解

ア

6

イ

1

ウ

12

エ

2

(デ)

行政法：一般的な法理論（行政上の強制措置）

正答率↓

ア-83% イ-81% ウ-93% エ-92%

教授A：今日は最近の感染症法改正について少し検討してみましょう。

学生B：はい、新型コロナウイルスの感染症防止対策を強化するために感染症法が改正されたことはニュースで知りました。

教授A：そうですね。改正のポイントは幾つかあったのですが、特に入院措置に従わなかった者に対して新たに制裁を科することができるようになりました。もともと、入院措置とは、感染者を感染症指定医療機関等に強制的に入院させる措置であることは知っていましたか。

学生B：はい、それは講学上は **ア：6－即時強制** に当たると言われていますが、直接強制に当たるとする説もあって、講学上の位置づけについては争いがあるようです。

教授A：そのとおりです。この問題には決着がついていないようですので、これ以上は話題として取り上げないことにしましょう。では、改正のポイントについて説明してください。

学生B：確か、当初の政府案では、懲役や100万円以下の **イ：1－罰金** を科すことができてなっていました。

教授A：よく知っていますね。これらは、講学上の分類では **ウ：12－行政刑罰** に当たりますね。その特徴は为什么呢。

学生B：はい、刑法総則が適用されるほか、制裁を科す手続に関しても刑事訴訟法が適用されます。

教授A：そのとおりですね。ただし、制裁として重すぎるのではないか、という批判もあったところです。

学生B：結局、与野党間の協議で当初の政府案は修正されて、懲役や **イ：1－罰金** ではなく、**エ：2－過料** を科すことになりました。この **エ：2－過料** は講学上の分類では行政上の秩序罰に当たります。

教授A：そうですね、制裁を科すとしても、その方法には様々なものがあることに注意しましょう。

設問の入院措置とは、感染者を感染症指定医療機関等に強制的に入院させる措置ですから、講学上は、目前急迫の障害を除く必要上、義務を命じる余裕がない場合に直接に国民の身体または財産に有形力を行使し、行政上必要な状態を実現する作用である即時強制に当たるといえます。したがって、**ア** には「6－即時強制」が入ります。

次に、**イ** は、懲役と並列に論じられており、100万円以下という金銭罰ですから、「1－罰金」が入ります。また、行政上の義務違反に対して科される刑法に刑名のある行政罰を講学上の分類では行政刑罰といいますから、**ウ** には「12－行政刑罰」が入ります。

そして、行政刑罰よりも重くない制裁で、講学上の分類で秩序罰に当たるのは過料ですから、**エ** には、「2－過料」が入ります。

問題43

正解

ア

9

イ

17

ウ

13

エ

6

テ

1

マ

行政法：行政手続法（不利益処分）

正答率↓

ア-23% イ-64% ウ-89% エ-74%

公にされている処分基準の適用関係を示さずにされた建築士法（旧10条1項2号・3号）に基づく一級建築士免許取消処分が、行政手続法14条1項本文の定める理由提示の要件を欠き、違法であるとされた判決（最判平23.6.7）からの出題です。

行政手続法14条1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人が直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の **ア：9－慎重** と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由は名宛人に知らせて **イ：17－不服の申立て** に便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定の内容、当該処分に係る **ウ：13－処分基準** の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである。

この見地に立って建築士法…(略)…による建築士に対する懲戒処分について見ると、…(略)…処分要件はいずれも抽象的である以上、これらに該当する場合に…(略)…所定の戒告、1年以内の業務停止又は免許取消しのいずれの処分を選択するかも処分行政庁の裁量に委ねられている。そして、建築士に対する上記懲戒処分については、処分内容の決定に関し、本件 **ウ：13－処分基準** が定められているところ、本件 **ウ：13－処分基準** は、**エ：6－意見公募** の手続を経るなど適正を担保すべき手厚い手続を経た上で定められて公にされており、…(略)…多様な事例に対応すべくかなり複雑なものとなっている。

そうすると、建築士に対する上記懲戒処分に際して同時に示されるべき理由としては、処分の原因となる事実及び処分の根拠法条に加えて、本件 **ウ：13－処分基準** の適用関係が示されなければ、処分の名宛人において、上記事実及び根拠法条の提示によって処分要件の該当性に係る理由は知り得るとしても、いかなる理由に基づいてどのような **ウ：13－処分基準** の適用によって当該処分が選択されたのかを知ることは困難であるのが通例であると考えられる。

行政手続法14条1項の趣旨は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制すること及び処分の理由を名宛人に知らせて不服申立てに便宜を与えることですから、**ア**には「9－慎重」、**イ**には「17－不服の申立て」が入ります。

次に、どの程度の理由を提示すべきかは、上記のような趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定の内容等を総合考慮してこれを決定すべきとされ、建築士に対する懲戒処分については、処分内容の決定に関し、**ウ**が定められていることが示されています。処分内容の決定のために、適性を担保すべき手厚い手続を経た上で定められるものは、処分基準ですから、**ウ**には「13－処分基準」が入ります。そして、この処分基準を定めるために行われる手続は、意見公募手続ですから、**エ**には「6－意見公募」が入ります。

〔解答例〕（45字）

行政指導に該当し、文部科学大臣に対し、当該勧告の中止その他必要な措置をとるよう求める手段。

〔解説〕

本問は、私立大学のA大学が文部科学大臣から大学の設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反しているとして、必要な措置をとるべき旨の勧告を受けた事案を通じて、①文部科学大臣の勧告の意義、②勧告に不服をもつAが、行政手続法に基づき、誰に対して、どのような手段をとることができるかに関する理解を問うものです。

①) 文部科学大臣の勧告の意義

文部科学大臣の勧告は、行政手続法の定義に照らし、「行政指導」に該当します（行政手続法2条6号）。行政指導とは、行政機関がその任務または所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為または不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいいます。

②) 勧告に不服をもつAのとるべき行政手続法上の手段

Aは、文部科学大臣が指摘するような法令違反はないと考えていますから、「行政指導の中止等の求め」（36条の2）をすることになります。法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているもの）が当該法律に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導の相手方は、「当該行政指導をした行政機関」に対し、その旨を申し出て、「当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求める」ことができます（行政指導の中止等の求め：36条の2第1項本文）。

本問では、Aは、当該行政指導をした行政機関である文部科学大臣に対し（＝「誰に対して」）、当該勧告の中止その他必要な措置をとるよう求める手段（＝「どのような手段をとることができるか」）をとることになります。

以上を40字程度にまとめて記述することになります。

〔採点基準〕

配点の上限は、以下の通りである。用語の使用や文章の表現が不適切・不自然なもの、他の事項が記載されているもの、誤字・脱字等については、裁量により適宜減点する。

1. 行政指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8点
2. 文部科学大臣に対して・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4点
3. 当該勧告の中止その他必要な措置をとるよう求める・・・・・・・・・・・・ 8点

〔解答例〕（44字）

本件代金債権の譲渡禁止の意思表示につき、Cが知りまたは重大な過失により知らなかった場合。

〔解説〕

当事者が債権の譲渡を禁止し、または制限する旨の意思表示（譲渡制限の意思表示）をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられません（民法466条2項）。

本問において、AのBに対する本件代金債権について、A B間で譲渡を禁止する意思表示をしたとしても、Cへの譲渡は有効です。したがって、Bへの対抗要件（467条1項）を備えたCは、Bに対して本件代金債権の履行を求めることができるのが原則です。

しかし、譲渡制限の意思表示がされた債権の譲渡がされた場合において、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、または重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができます（466条3項）。したがって、本件代金債権の譲渡を禁止する意思表示がされたことを、Cが知り、または重大な過失によって知らなかった場合には、BはCからの請求を拒むことができますことになります。

以上を40字程度でまとめて記述することになります。

〔採点基準〕

配点の上限は、以下の通りである。用語の使用や文章の表現が不適切・不自然なもの、他の事項が記載されているもの、誤字・脱字等については、裁量により適宜減点する。

1. 本件代金債権の譲渡禁止の意思表示につき・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6点
2. Cが知り（悪意）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6点
3. または・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2点
4. Cが重大な過失（重過失）により知らなかった・・・・・・・・・・・・・・・・ 6点

〔解答例〕（44字）

まずBが責任を負い、Bが損害の発生を防止するのに必要な注意をした場合は、Aが責任を負う。

〔解説〕

土地の工作物の設置または保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者が被害者に対して損害賠償責任を負うことになります（民法717条1項本文）。

本問では、土地の工作物である甲家屋の2階部分の外壁が突然崩落し、Cが負傷しています。したがって、土地の工作物の設置または保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じているといえるので、まずは甲家屋の賃借人であるBが占有者としてCに対して損害賠償責任を負うことになります。

ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者が損害賠償責任を負うことになります（717条1項ただし書）。

したがって本問では、Bが損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者であるAが損害賠償責任を負うことになります。

以上を40字程度でまとめて記述することになります。

〔採点基準〕

配点の上限は、以下の通りである。用語の使用や文章の表現が不適切・不自然なもの、他の事項が記載されているもの、誤字・脱字等については、裁量により適宜減点する。

1. まずBが責任を負う・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6点
2. Bが損害の発生を防止するのに必要な注意をした場合・・・・・・・・・・ 8点
3. Aが責任を負う・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6点

問題47	正解	4	① 一般知識：政治（オリンピックと政治）	正答率64%
------	----	---	----------------------	--------

- 1 × ベルリン大会（1936年）はナチス政権下で行われました。ナチス・ドイツが政権を取る前に実施されたわけではありません。
- 2 × ロンドン大会（1948年）は第2次世界大戦後の初めての大会ですが、日本やドイツは第2次世界大戦の責任を問われ、参加が認められませんでした。
- 3 × 東京大会（1964年）には、中華人民共和国は参加しませんでした。ソ連（現ロシア）は参加していました。なお、第2次世界大戦後の講和条約にあたる日ソ共同宣言は1956年、日中平和友好条約は1972年のことになります。
- 4 ○ モスクワ大会（1980年）は、ソ連によるアフガニスタン侵攻に反発した米国が参加をボイコットし、日本も不参加でした。
- 5 × ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争は、1992年から1995年まで続いた内戦です。サラエボ（冬季）大会は1984年に開催されたもので、同紛争終結の和平を記念して開催されたとはいえません。

問題48

正解

2



一般知識：政治（新型コロナウイルス感染症対策と政治）

正答率70%

- 1 × 2020年3月には、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、その適用対象が新型コロナウイルス感染症にも拡大されました。新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正によるものであり、新型コロナウイルス感染症対策に特化した新規の法律が制定されたわけではありません。
- 2 ○ 2020年4月には、雇用の維持と事業の継続、生活に困っている世帯や個人への支援などを盛り込んだ、緊急経済対策が決定されています。
- 3 × 2020年4月には、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されましたが、自宅から外出するにあたり都道府県知事による外出許可を要するとされたわけではありません。
- 4 × ワクチンの優先接種は、医療従事者等、高齢者、基礎疾患を有する者についてであり、首相・大臣・首長およびその同居親族への優先接種ではありません。
- 5 × 2021年2月の新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、まん延防止等重点措置を創設し、営業時間の変更等の要請、要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料などが規定されました。

問題49	正解	2	テーマ 一般知識：経済（公的役職の任命）	正答率13%
------	----	---	----------------------	--------

- ア** × 内閣法制局長官は、内閣が任命します（内閣法制局設置法2条1項）。両議院の同意は不要です。
- イ** ○ 日本銀行総裁は、両議院の同意を得て内閣が任命します（日本銀行法23条1項）。
- ウ** × 検事総長は、内閣が任命します（検察庁法15条1項）。最高裁判所の推薦に基づき内閣総理大臣が任命するものではありません。
- エ** ○ NHK（日本放送協会）経営委員は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命します（放送法31条1項）。
- オ** ○ 日本学術会議会員は、同会議の推薦に基づき内閣総理大臣が任命します（日本学術会議法7条2項）。

以上より、誤っているものはア・ウであり、肢2が正解となります。

- ア × ふるさと納税は、自分で選んだ自治体に寄付ができ、それに伴い税金が控除される仕組みです。自分が納付したい自治体を選んでその自治体に住民税を納める制度ではありません。
- イ × ふるさと納税により、控除の対象となるのは所得税と住民税です。固定資産税は対象となりません。
- ウ ○ 自治体の税収がふるさと納税により減少した場合、地方交付税の交付団体には減収分の一部が地方交付税制度によって補填されます。
- エ ○ ふるさと納税制度では、市町村が寄付を受けた場合、納付者に対して返礼品を贈ることが認められています。全国の9割以上の市町村で返礼品が提供されています。
- オ ○ 2019年6月、ふるさと納税制度は総務大臣の指定を受けた自治体だけが使える仕組みに改められました。その背景には、高額な返礼品を用意する自治体や、地場産品とは無関係な返礼品を贈る自治体が出たことが挙げられます。

以上より、誤っているものはア・イであり、肢1が正解となります。

- 1 ○ 海外旅行先における現地ホテルへの宿泊料の支払いは、その金額は自国の経常収支上ではマイナスとして計上されます。なお、経常収支とは、貿易・サービス収支（財貨（物）の輸出入の収支、輸送・旅行・金融・知的財産権等使用料等サービス取引の収支）、第一次所得収支（対外金融債権・債務から生じる利子・配当金等の収支）、第二次所得収支（居住者と非居住者との間の対価を伴わない資産の提供に係る収支）の合計のことです。
- 2 ○ 発展途上国への社会資本整備のために無償資金協力を自国が行った場合、その金額は自国の資本移転等収支上ではマイナスとして計上されます。なお、資本移転等収支とは、対価の受領を伴わない固定資産の提供、債務免除のほか、非生産・非金融資産の取得処分等の収支のことです。
- 3 × 海外留学中の子どもの生活費を仕送りした場合、その金額は自国の経常収支上では「マイナス」として計算されます。
- 4 ○ 海外への投資から国内企業が配当や利子を得た場合、その金額は自国の経常収支上ではプラスとして計算されます。
- 5 ○ 日本企業が海外企業の株式を購入した場合、その金額は日本の金融収支上ではプラスとして計算されます。なお、金融収支とは、直接投資、証券投資、金融派生商品、その他投資および外貨準備の合計のことです。

問題52	正解	2	⑦ 一般知識：社会（エネルギー）	正答率22%
------	----	---	------------------	--------

- ア ○ 2018年度の一次エネルギー供給では、化石エネルギーが85%を占めています。7割以上は化石エネルギーに依存し、再生可能エネルギーは3割にも満たないといえます。
- イ × 2019年の化石燃料の輸入先では、原油は中東からが約9割を占めていますが、天然ガスはオーストラリアやマレーシアからが中心です。原油・天然ガスいずれもの大半を中東から輸入しているとはいえません。
- ウ ○ 日本政府は、2019年に、脱炭素社会の実現を目指す長期戦略として、2050年までに温室効果ガスの80%排出削減を内容とする「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を策定しています。
- エ × 世界最大のエネルギー消費国は「中国」であり、「米国」がそれに続いています。これを逆にしている本肢は誤りです。
- オ × 2020年前半は原油価格は「低迷」していました。その背景には、新型コロナの感染拡大と世界経済への影響の深刻化が挙げられます。

以上より、妥当なものはア・ウであり、肢2が正解となります。

問題53	正解	5	① 一般知識：社会（先住民族）	正答率71%
------	----	---	-----------------	--------

- 1 ○ 2019年に制定された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の目的条文（1条）では、アイヌは北海道の先住民族であることが明記されています。
- 2 ○ アイヌ民族博物館は、北海道白老郡白老町にある博物館です。日本で初めてアイヌ文化の展示や調査研究などに特化した国立博物館です。
- 3 ○ 2007年の国際連合総会では「先住民族の権利に関する宣言」が採択され、2014年には、先住民族の権利の拡大について話し合う国際会議である「先住民族世界会議」が開催されています。
- 4 ○ 2008年、カナダ首相は、同化政策の一環として先住民族を寄宿学校に強制入学させたことを先住民族に謝罪しています。
- 5 × マオリは「ニュージーランド」の先住民族です。一方、アボリジニは「オーストラリア」の先住民族です。これを逆にしている本肢は誤りです。

問題54

正解

4



一般知識：社会（ジェンダー・セクシュアリティ）

正答率86%

- 1 ○ L G B Tは、レズビアン (Lesbian)、ゲイ (Gay)、バイセクシュアル (Bisexual)、トランスジェンダー (Transgender) の頭文字による語です。性的少数者を意味します。
- 2 ○ 例えば、お茶の水女子大学では、2020年度からトランスジェンダー学生の受け入れを開始しています。
- 3 ○ 2015年、米国連邦最高裁判所は、同性婚は合衆国憲法の下での権利であり、州は同性婚を認めなくてはならないとの判断を下しました。
- 4 × 例えば、東京都渋谷区では、「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」が2015年に制定されており、同性カップルの関係を条例に基づいて証明する制度が導入されています。
- 5 ○ 2019年、台湾では、同性婚を認める法律が制定されました。アジアで同性婚が立法化されたのは初めてのことです。

I ア

顔認識（facial recognition）システムは、撮影された画像の中から人間の顔を検出し、その顔の性別、年齢、表情などを識別するシステムのことです。したがって、空欄Ⅰには「ア：表情」が入ります。

II エ

顔認証（facial identification）システムは、検出した顔データを事前に登録しているデータと照合することにより本人確認を行うものをいいます。したがって、空欄Ⅱには「エ：本人確認」が入ります。

III オ

検出された「顔データ」は生体情報にあたります。したがって、空欄Ⅲには「オ：生体情報」が入ります。

IV キ

監視カメラで撮影された顔情報も個人情報に該当します。こうした生体情報の利用については個人情報保護法の規制を受ける場合もあります。したがって、空欄Ⅳには「キ：個人情報保護法」が入ります。

V コ

米国のいくつかの州では、プライバシー保護の観点から、生体特定要素に顔の形状が含まれるとして、顔データの収集について事前の同意を必要とし第三者への生体データの販売に制限を設けるようになっていきます。したがって、空欄Ⅴには「コ：プライバシー」が入ります。以上より、肢3が正解となります。

問題56	正解	3	① 一般知識：情報通信（自動運転）	正答率89%
------	----	---	-------------------	--------

- 1 ○ レベル1は運転支援を意味します。システムが縦方向または横方向のいずれかの車両運動制御のサブタスクを限定領域において実行し、安全運転の主体は運転者となります。
- 2 ○ レベル2は部分運転自動化を意味します。システムが縦方向および横方向両方の車両運動制御のサブタスクを限定領域において実行し、安全運転の主体は運転者となります。
- 3 × レベル3は条件付運転自動化を意味します。システムが全ての動的運転タスクを限定領域において実行し、安全運転の主体はシステムとなりますが、作動継続が困難な場合は運転者となります。したがって、人の介入を排除し、安全運転についてもシステム側が完全に主体となるとしている本肢は誤りです。
- 4 ○ レベル4は高度運転自動化を意味します。システムが全ての動的運転タスクおよび作動継続が困難な場合への応答を限定領域において実行し、安全運転の主体はシステムとなります。
- 5 ○ レベル5は完全運転自動化を意味します。システムが全ての動的運転タスクおよび作動継続が困難な場合への応答を無制限に実行し、安全運転の主体はシステムとなります。

- 1 × 行政機関の長は、保有個人情報の利用停止請求があった場合において、「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」は、「当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度」で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならないものとされています（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律38条本文）。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでないとされています（38条ただし書）。
- 2 × 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないものとされています（部分開示：15条1項）。「不開示情報に該当する箇所に関係する関係機関の同意」を得ることは、部分開示の要件とされていません。
- 3 × 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができるものとされています（裁量的開示：16条）。
- 4 × 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人および開示請求者以外の者（第三者）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、「意見を提出する機会を与えることができる」ものとされています（23条1項）。聴聞の機会を付与しなければならないとする規定はありません。
- 5 ○ 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書または図画に記録されているときは閲覧または写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関が定める方法により行うものとされています（24条1項本文）。

問題58	正解	5	① テーマ	一般知識：文章理解（脱文挿入）	正答率97%
------	----	---	----------	-----------------	--------

問題59	正解	2	① テーマ	一般知識：文章理解（空欄補充）	正答率85%
------	----	---	----------	-----------------	--------

問題60	正解	3	① テーマ	一般知識：文章理解（脱文挿入）	正答率72%
------	----	---	----------	-----------------	--------

問題58～60は著作権の関係で解答番号のみ掲載しております。

諦めない受験生をフルサポート！

受験経験のある方は受講料が割引に！

受験経験者割引制度

TAC 本科生を受講された方は、更に割引率 UP！

再受講割引制度

各種割引制度の詳細は
TAC ホームページへ！



無料セミナー動画やオトクな情報を随時更新！

TAC 行政書士講座
ホームページをチェック！



https://www.tac-school.co.jp/kouza_gyosei.html